

西予市債権管理計画

(令和5年度～令和7年度)

令和5年9月

西予市

(令和7年9月改訂)

<目次>

| | |
|----------------------|--------|
| 1. 目的 | ・・・ 1 |
| 2. 計画の位置づけと期間 | ・・・ 1 |
| 3. 債権の種類及び市が有する主な債権名 | ・・・ 1 |
| 4. 債権管理の現状と課題（概要） | ・・・ 2 |
| 5. 基本方針及び具体的な取組 | ・・・ 4 |
| 6. 収納率（未収金額）の実績と目標 | ・・・ 5 |
| 7. 債権所管課の現状と課題（債権単位） | ・・・ 13 |
| 8. 目標達成のための取組（債権所管課） | ・・・ 44 |
| 9. 債権整理室の取組 | ・・・ 48 |

<資料>

| | |
|---------------------|--------|
| 主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表 | ・・・ 50 |
|---------------------|--------|

1. 目的

この計画は、市が有する債権の適正な管理と効率的な回収を図るため、庁内で統一的な事務処理基準に基づく各種取組を実施することにより、計画的な債権の管理・回収を行い、市民負担の公平性及び行財政の健全性を確保することを目的とします。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、西予市債権管理条例（令和4年西予市条例第25号）第6条に基づくものです。そのため、債権所管課は、この計画に沿って債権管理及び整理事務を行う必要があります。

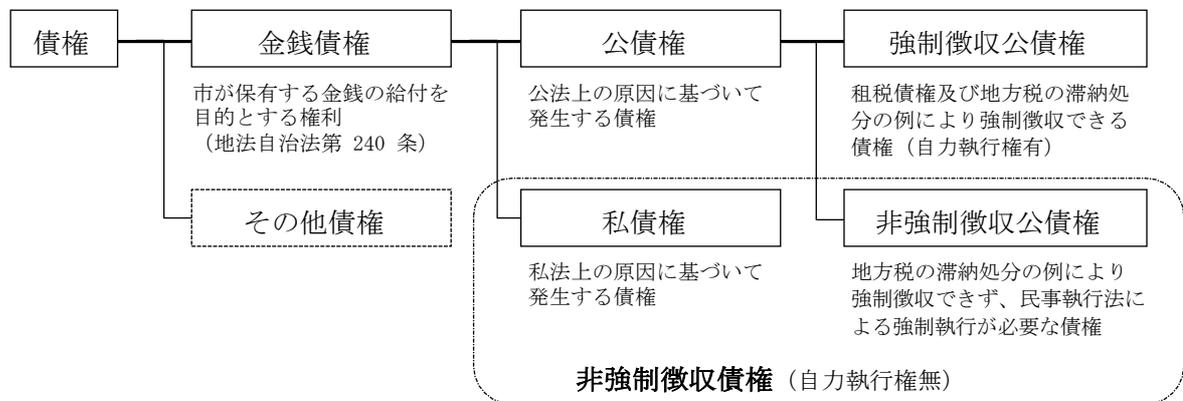
(2) 計画の期間

令和5年度から令和7年度までの3か年

3. 債権の種類及び市が有する主な債権名

自治体が保有する債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1項において「金銭の給付を目的とする権利」と規定される金銭債権で、債権の種類は、その法的性質から「公債権」と「私債権」に分類されます。公債権はさらに自力執行権の有無の違いにより「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」に分類されます。

その性質ごとに分類すると、次のようになります。



(1) 公債権

①強制徴収公債権（市税）

地方税法等の規定により差押等の滞納処分による徴収を行うことができる債権。

②強制徴収公債権（税外債権）

地方税の滞納処分の例により処分することができる自力執行権を有する債権。地方自治法第231条の3第3項において、①分担金、②加入金、③過料、④法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入とされています。

<税外強制徴収公債権の例>

○介護保険料、○保育所保育料、○下水道使用料など

③非強制徴収公債権

強制徴収公債権に該当しない公債権をいいます。

<非強制徴収公債権の例>

- 生活保護費戻入金、○行政財産使用料、○幼稚園保育料など
- ・公債権の場合、消滅時効の完成をもって債権が消滅します。

(2) 私債権

相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいいます。

<私債権の例>

- 公営住宅使用料、○水道料金、○土地貸付料など
- ・消滅時効が完成した場合、債務者からの時効の援用をもって債権が消滅します。

※主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表は、50ページのとおりです。

4. 債権管理の現状と課題（概要）

(1) 収入未済額の推移

市税をはじめ債権の収入未済額は、平成26年度決算時の約4億円と比較して、令和3年度決算においては、金額で約8千万円、率で約20%減少しており、約3億2千万円となっています。

国民健康保険税の平成26年度収入未済額は約7,700万円でしたが、令和3年度では約3,200万円と金額で約4,500万円、率で約59%と大きく減少しています。

その理由としましては、国民健康保険税の課税主体自体が年々減少し、それに比例して未収金も減少しています。

その他の債権も緩やかに減少していますが、依然として高い水準です。

(2) 令和3年度の状況

令和3年度の収入未済額の合計は、約3億2千万円です。この計画に記載している主な債権の収入未済額は約3億円で、全体の収入未済額の92.9%を占めています。

そのうち、1千万円を超えた債権の収入未済額の合計は2億8千万円で、全体の収入未済額の87.6%を占めています。さらに、500万円を超えた債権まで拵げれば、収入未済額の合計は、約2億9千万円で、その割合は90.4%となっています。

そのため、ここに記載している債権を中心に管理をしていくことが市全体の債権の健全性維持に繋がります。

【1千万円を超える債権一覧】（令和3年度時点）

- ア 市税
- イ 国民健康保険税
- ウ 住宅新築資金等貸付金
- エ 生活保護費返還金
- オ 介護保険料
- カ 公営住宅使用料
- キ 水道料金

ク 医療費（窓口未収金）

（3）課題

本市の債権管理については、全庁的な方針や取り組むべき事項を定めていなかったことから、これまでの取組は部分的・限定的なものとなっており、本市が保有する債権は多額の未収金が生じている状況です。

債権所管課においては、日々の業務や窓口対応が優先的になり、滞納処分を行うことができる債権、あるいは強制執行すべき債権を所管しているにもかかわらず、債権回収に係る関係法令の知識や債権回収技術を習得した職員が不足していたこともあり、適正な債権の管理・回収が行われておりません。

また、債権担当職員は、債権回収に必要な知識や情報が得づらい状況にあり、かつ、組織としてのサポートや管理監督職員による進行管理が十分でないことから、債権所管課間で債権の管理・回収の体制整備や取組にも差異が生じております。

今後、適正な債権管理を行うためには、管理監督職員及び債権担当職員を対象とした研修などの機会を通じて、法的知識や回収技術の習得はもちろんのこと、債権回収に係る意識の高揚を図っていく必要があります。

5. 基本方針及び具体的な取組

(1) 適正な債権管理及び早期着手

債権の発生後は、法令に基づく適正な債権管理を徹底することを基本姿勢とします。また、滞納が長期高額になるほど回収は困難となり、管理コストも増大することから、滞納の予防および滞納発生時の早期対応を強化していきます。

ア. 回収を意識した管理体制の構築

滞納が発生しにくく、滞納発生時に適正な対応ができる体制を構築するため、制度や組織体制を適時見直します。

イ. 納期内納付の推進

納期は守るものという意識付けを内外に徹底します。口座振替納付の利用を推進します。

ウ. 督促

滞納発生時は、法令に基づき遅滞なく督促状を送達します。

エ. 債権管理台帳の整備

新規滞納が発生した時は、西予市債権管理条例第5条及び西予市債権管理条例施行規則（令和4年西予市規則第64号）第4条に規定する債権管理台帳を整備し、管理を行います。

オ. 催告

督促後も滞納が続く場合は、必要に応じて早期に催告を行います。催告は何回も送付するものではないため、催告に応じない場合は、「カ. 各種調査の実施」及び「キ. 法的措置の実施」に移行します。

カ. 各種調査の実施

各債権が持つ権限に基づき、滞納者の保有財産等の各種調査を速やかに実施します。

キ. 法的措置の実施

例外なく、差押や訴訟の提起など法的措置を実施します。ただし、差押や法的措置の費用が取立金の額を上回らないときや、それに準ずる場合を除きます。

ク. 時効の管理

時効期限を把握し、何も策を取らず時効が到来することがないように、必要に応じて時効の更新措置を講じ、債権保全に努めます。

(2) 回収見込みがない債権の整理

適正な回収努力を行ったにもかかわらず回収が見込めない債権については、執行停止、徴収停止、債権放棄等を実施した上で、不納欠損を行います。

6. 収納率（未収金額）の実績と目標

| 債権名 (債権所管課) | 区分 | 決算値 | | | | 目標値 | | | 削減目標 (R7目標値 -R6決算見 込値) |
|------------------------------------|----------------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|---------------------------------|
| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 (見込) | R 5 | R 6 | R 7 | |
| ①市税 【強制】 税務課 | 現年度 収納率(%) | 99.4 | 99.4 | 99.1 | 99.3 | 99.4 | 99.5 | 99.6 | 0.3 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 40.0 | 31.6 | 30.3 | 23.9 | 32.0 | 31.0 | 32.0 | 8.1 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 19,667 | 20,786 | 28,315 | 23,557 | 20,500 | 20,000 | 19,500 | △ 4,057 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 32,096 | 31,585 | 32,921 | 39,885 | 31,000 | 40,000 | 39,500 | △ 385 |
| | 不納欠損額 (千円) | 5,020 | 4,147 | 4,038 | 7,043 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 51,763 | 52,371 | 61,236 | 63,442 | 51,500 | 60,000 | 59,000 | △ 4,442 |
| ②国民健康保 険税 【強制】 税務課 | 現年度 収納率(%) | 97.8 | 97.8 | 97.4 | 97.5 | 97.9 | 98.0 | 98.1 | 0.6 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 48.5 | 44.0 | 52.8 | 47.5 | 45.0 | 46.0 | 47.5 | 0.0 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 17,546 | 17,118 | 18,912 | 17,685 | 17,000 | 16,500 | 15,500 | △ 2,185 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 13,670 | 15,452 | 12,662 | 14,489 | 15,000 | 14,500 | 14,000 | △ 489 |
| | 不納欠損額 (千円) | 4,979 | 1,452 | 2,341 | 1,872 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 31,216 | 32,570 | 31,574 | 32,174 | 32,000 | 31,000 | 29,500 | △ 2,674 |
| ③後期高齢者 医療保険料 【強制】 市民課 | 現年度 収納率(%) | 99.7 | 99.7 | 99.8 | 99.8 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 0.1 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 63.2 | 47.3 | 60.3 | 84.0 | 70.0 | 70.0 | 75.0 | △ 9.0 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 1,080 | 1,232 | 734 | 806 | 500 | 500 | 400 | △ 406 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 454 | 766 | 499 | 139 | 250 | 250 | 200 | 61 |
| | 不納欠損額 (千円) | 79 | 42 | 294 | 59 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 1,534 | 1,998 | 1,233 | 945 | 750 | 750 | 600 | △ 345 |
| ④介護保険料 【強制】 長寿介護課 | 現年度 収納率(%) | 99.4 | 99.5 | 99.6 | 99.7 | 99.6 | 99.7 | 99.7 | 0.0 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 11.0 | 7.4 | 24.1 | 40.3 | 21.9 | 25.0 | 28.0 | △ 12.3 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 5,760 | 4,674 | 3,225 | 2,277 | 3,900 | 3,300 | 2,000 | △ 277 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 8,538 | 7,257 | 5,753 | 3,118 | 7,250 | 6,325 | 3,000 | △ 118 |
| | 不納欠損額 (千円) | 3,647 | 5,950 | 3,328 | 2,266 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 14,298 | 11,931 | 8,978 | 5,395 | 11,150 | 9,625 | 5,000 | △ 395 |

| 債権名 (債権所管課) | 区分 | 決算値 | | | | 目標値 | | | 削減目標 (R7目標値 -R6決算見 込値) |
|---|----------------------|--------|--------|-------|-------------|---|-------|-------|---------------------------------|
| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 (見込) | R 5 | R 6 | R 7 | |
| ⑤障害者総合 支援給付費負 担金返還金 【強制】 福祉課 ※加算金含 | 現年度 収納率(%) | | | 0.0 | 0.0 | 10.0 | | | |
| | 滞納繰越 収納率(%) | | | 7.4 | 64.7 | 8.0 | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | | | 0 | 0 | 4,028 | 0 | 0 | 0 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | | | 4,146 | 1,466 | 0 | 3,728 | 1,400 | △ 66 |
| | 不納欠損額 (千円) | | | 0 | 0.0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | | | 4,146 | 1,466 | | | | 4,028 |
| ⑥生活保護費 返還金 【強制】 【非強制】 福祉課 | 現年度 収納率(%) | 94.8 | 15.6 | 69.0 | 78.5 | ※未納者は生活保護費受給者が多く、 その占める割合によって徴収額の多寡 が生じます。そのため、数値目標の設 定は行いません。 ただし、債権管理の状況については 定期的に確認を行います。 | | | |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 7.5 | 0.3 | 33.0 | 4.4 | | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 227 | 6,121 | 964 | 534 | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 12,170 | 10,576 | 8,787 | 6,782 | | | | |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 2,036 | 3,193 | 2,873 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 12,398 | 16,697 | 9,751 | 7,316 | | | | |
| ⑦生活保護費 戻入金 【非強制】 福祉課 | 現年度 収納率(%) | 58.8 | 48.4 | 74.9 | 66.8 | ※未納者の大半が生活保護費受給者で あり、削減目標の設定になじまないこ とから、数値目標の設定は行いま せん。 ただし、債権管理の状況については 定期的に確認を行います。 ※生活保護費戻入金未収金は翌年度⑥ 生活保護費返還金の繰越金となりま す。 | | | |
| | 滞納繰越 収納率(%) | | | | | | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 545 | 464 | 219 | 124 | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | | | | | | | | |
| | 不納欠損額 (千円) | | | | | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 545 | 464 | 219 | 124 | | | | |
| ⑧心身障害者 扶養共済制度 加入者負担金 【私債権】 福祉課 | 現年度 収納率(%) | 92.7 | 92.9 | 100.0 | 100.0 | 96.2 | 100.0 | 100.0 | 0.0 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 0.0 | 0.0 | 45.7 | 100.0 | 8.5 | 100.0 | 100.0 | 0.0 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 208 | 208 | 0 | 0 | 100 | 0 | 0 | 0 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 762 | 970 | 400 | 0 | 1,079 | 0 | 0 | 0 |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 240 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 970 | 1,178 | 400 | 0 | 1,179 | 0 | 0 | 0 |

| 債権名 (債権所管課) | 区分 | 決算値 | | | | 目標値 | | | 削減目標 (R7目標値 -R6決算見 込値) |
|---|----------------------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|---------------------------------|
| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 (見込) | R 5 | R 6 | R 7 | |
| ⑨私立保育所 保護者負担金 【強制】 子育て支援課 | 現年度 収納率(%) | 99.7 | 99.9 | 100.0 | 100.0 | 99.7 | 100.0 | 100.0 | 0.0 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 27.2 | 22.6 | 62.9 | 78.5 | 25.9 | 80.3 | 100.0 | 21.5 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 77 | 28 | 0 | 0 | 36 | 0 | 0 | 0 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 650 | 563 | 219 | 47 | 439 | 43 | 0 | △ 47 |
| | 不納欠損額 (千円) | 24 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 728 | 592 | 219 | 47 | 475 | 43 | 0 | △ 47 |
| ⑩公立保育所 保護者負担金 【強制】 子育て支援課 | 現年度 収納率(%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 39.8 | 5.2 | 5.3 | 14.7 | 4.2 | 20.2 | 23.7 | 9.0 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 329 | 312 | 296 | 252 | 300 | 236 | 192 | △ 60 |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 329 | 312 | 296 | 252 | 300 | 236 | 192 | △ 60 |
| ⑪公立保育所 等給食費保護 者負担金 【私債権】 子育て支援課 | 現年度 収納率(%) | 99.9 | 99.9 | 100.0 | 100.0 | 99.9 | 100.0 | 100.0 | 0.0 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 40.6 | 28.1 | 22.2 | 79.7 | 18.8 | 100.0 | 100.0 | 20.3 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 7 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 13 | 15 | 12 | 2 | 13 | 0 | 0 | △ 2 |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 21 | 15 | 12 | 2 | 17 | 0 | 0 | △ 2 |
| ⑫延長保育保 護者負担金 【私債権】 子育て支援課 | 現年度 収納率(%) | 99.2 | 96.1 | 100.0 | 100.0 | 98.0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 0.0 | 3.5 | 9.8 | 90.9 | 15.4 | 100.0 | 100.0 | 9.1 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 11 | 11 | 11 | 1 | 11 | 0 | 0 | △ 1 |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 11 | 12 | 11 | 1 | 12 | 0 | 0 | △ 1 |

| 債権名 (債権所管課) | 区分 | 決算値 | | | | 目標値 | | | 削減目標 (R7目標値 -R6決算見 込値) | | |
|---------------------------------|----------------------|--------|--------|--------|-------------|---|--------|--------|---------------------------------|-------|-----|
| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 (見込) | R 5 | R 6 | R 7 | | | |
| ⑬児童扶養手当過払金返還金 【強制】 子育て支援課 | 現年度 収納率 (%) | | | 100.0 | 0.0 | | | 31.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 滞納繰越 収納率 (%) | | | | 0.0 | | | | | 2.1 | 2.1 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | | | 0 | 956 | | | 659 | 0 | △ 956 | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | | | | 0 | | | | 936 | 936 | |
| | 不納欠損額 (千円) | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | |
| | 未収金額計 (千円) | | | 0 | 956 | | | 659 | 936 | △ 20 | |
| ⑭公用地市道 使用料 【強制】 建設課 | 現年度 収納率 (%) | 99.7 | 99.8 | 99.9 | 99.9 | ※少額であるため、数値目標の設定は 行いません。 令和6年度から当面の間、債権管理 状況の確認は行いません。 | | | | | |
| | 滞納繰越 収納率 (%) | 0.0 | 0.0 | 3.9 | 0.0 | | | | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 18 | 13 | 6 | 31 | | | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 112 | 130 | 33 | 39 | | | | | | |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 105 | 0 | | | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 130 | 143 | 39 | 70 | | | | | | |
| ⑮公用地法定 外使用料 【非強制】 建設課 | 現年度 収納率 (%) | 98.9 | 99.9 | 98.0 | 99.4 | ※少額であるため、数値目標の設定は 行いません。 令和6年度から当面の間、債権管理 状況の確認は行いません。 | | | | | |
| | 滞納繰越 収納率 (%) | 0.0 | 0.0 | 57.2 | 47.5 | | | | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 2 | 0 | 5 | 2 | | | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 2 | 5 | 1 | 1 | | | | | | |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 1 | 0 | | | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 5 | 5 | 6 | 3 | | | | | | |
| ⑯公営住宅使 用料 【私債権】 建設課 | 現年度 収納率 (%) | 97.6 | 98.3 | 98.9 | 98.9 | 98.5 | 98.7 | 98.9 | 0.0 | | |
| | 滞納繰越 収納率 (%) | 5.4 | 6.5 | 3.5 | 6.4 | 7.0 | 8.0 | 9.0 | 2.6 | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 2,787 | 2,021 | 1,336 | 1,308 | 1,750 | 1,550 | 1,250 | △ 58 | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 26,014 | 26,930 | 27,932 | 26,735 | 26,700 | 26,000 | 24,800 | △ 1,935 | | |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 609 | | | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 28,802 | 28,952 | 29,268 | 28,043 | 28,450 | 27,550 | 26,050 | △ 1,993 | | |

| 債権名 (債権所管課) | 区分 | 決算値 | | | | 目標値 | | | 削減目標 (R7目標値 -R6決算見 込値) |
|---|----------------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--|--------|---------------------------------|
| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 (見込) | R 5 | R 6 | R 7 | |
| ⑰市営住宅使 用料 【私債権】 建設課 | 現年度 収納率(%) | 100.0 | 100.0 | 99.9 | 99.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 1.0 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.4 | 2.0 | 4.0 | 6.0 | 4.6 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 0 | 0 | 11 | 144 | 0 | 0 | 0 | △ 144 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 764 | 764 | 764 | 764 | 750 | 735 | 720 | △ 44 |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 764 | 764 | 775 | 908 | 750 | 735 | 720 | △ 188 |
| ⑱特定空家等 代執行費用 【強制】 ※行政代執行 【非強制】 ※略式代執行 建設課 | 現年度 収納率(%) | 0.0 | | | | | ※略式代執行・行政代執行 の別や、案件ごとに事情が 異なり、収納を計画的に行 えないため、予測可能な令 和5年度滞納繰越分のみ数 値目標を設定します。令和 6年度に略式代執行の債権 放棄を行ったため、令和7 年度以降の債権管理状況の 確認については、行政代執 行のみ行うこととします。 | | |
| | 滞納繰越 収納率(%) | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 490 | | | | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | | 490 | 490 | 0 | 245 | | | |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 490 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 490 | 490 | 490 | 0 | 245 | | | |
| ⑲改良住宅使 用料 【私債権】 人権啓発課 | 現年度 収納率(%) | 98.0 | 98.6 | 97.8 | 99.0 | 98.6 | 98.8 | 99.0 | 0.0 |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 16.0 | 8.0 | 8.4 | 6.5 | 2.0 | 4.0 | 6.0 | △ 0.5 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 31 | 20 | 30 | 12 | 19 | 18 | 17 | 5 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 1,236 | 1,166 | 1,086 | 1,044 | 1,143 | 1,097 | 1,031 | △ 13 |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 1,268 | 1,186 | 1,116 | 1,056 | 1,162 | 1,115 | 1,048 | △ 8 |
| ⑳住宅新築資 金等貸付金元 利収入 (過年度分) 【私債権】 人権啓発課 | 現年度 収納率(%) | | | | | | | | |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 3.1 | 2.8 | 3.2 | 1.8 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 0.2 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | | | | | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 81,086 | 78,784 | 76,239 | 64,859 | 77,208 | 75,664 | 63,562 | △ 1,297 |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 10,041 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 81,086 | 78,784 | 76,239 | 64,859 | 77,208 | 75,664 | 63,562 | △ 1,297 |

| 債権名 (債権所管課) | 区分 | 決算値 | | | | 目標値 | | | 削減目標 (R7目標値 -R6決算見 込値) |
|--|----------------------|--------|--------|--------|-------------|--|--------|--------|---------------------------------|
| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 (見込) | R 5 | R 6 | R 7 | |
| ②①水道料金 【私債権】 上下水道課 | 現年度 収納率 (%) | 99.7 | 99.8 | 99.8 | 99.7 | 99.8 | 99.8 | 99.9 | 0.2 |
| | 滞納繰越 収納率 (%) | 9.0 | 9.8 | 9.5 | 9.8 | 9.8 | 10.9 | 10.9 | 1.1 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 1,604 | 1,059 | 1,059 | 1,604 | 1,002 | 982 | 963 | △ 641 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 10,307 | 9,992 | 9,566 | 8,151 | 9,881 | 9,692 | 9,468 | 1,317 |
| | 不納欠損額 (千円) | 668 | 634 | 168 | 1,216 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 11,911 | 11,051 | 10,625 | 9,755 | 10,883 | 10,674 | 10,431 | 676 |
| ②②公共下水道 使用料 【強制】 上下水道課 | 現年度 収納率 (%) | 99.7 | 99.8 | 99.7 | 99.9 | 99.8 | 99.8 | 99.9 | 0.0 |
| | 滞納繰越 収納率 (%) | 72.5 | 56.4 | 48.0 | 50.4 | 78.7 | 44.1 | 55.2 | 4.8 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 376 | 229 | 352 | 284 | 265 | 236 | 231 | △ 53 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 47 | 133 | 189 | 195 | 90 | 198 | 194 | △ 1 |
| | 不納欠損額 (千円) | 2 | 8 | 1 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 423 | 362 | 541 | 479 | 355 | 434 | 425 | △ 54 |
| ②③公共下水道 受益者負担金 【強制】 上下水道課 | 現年度 収納率 (%) | 97.4 | 99.1 | 98.7 | 99.0 | ※受益者負担金は、新たに公共下水道が供 用開始となる区域が生じた年度には対象者 (調定件数・調定額)が増え、それ以外の 年度では、建物新築等で新たに公共柵を設 置した人などに対象者が限られるため、目 標値は設定しません。収納状況を管理し、 滞納者が発生した場合は、その都度対応し ます。現時点で滞納繰越未収金となってい る1件90千円は、交付要求中のものです。 | | | |
| | 滞納繰越 収納率 (%) | 29.7 | 73.5 | 73.8 | 57.1 | | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 250 | 253 | 120 | 75 | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 90 | 90 | 90 | 90 | | | | |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 340 | 343 | 210 | 165 | | | | |
| ②④育英会奨学 金 【私債権】 教育総務課 | 現年度 収納率 (%) | 99.25 | 99.98 | 100.00 | 100.00 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 0.00 |
| | 滞納繰越 収納率 (%) | 9.98 | 10.47 | 12.16 | 4.60 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | △ 0.6 |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 140 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 9,874 | 8,966 | 7,878 | 6,193 | 8,608 | 7,000 | 6,000 | △ 193 |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 1,320 | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 10,014 | 8,968 | 7,878 | 6,193 | 8,608 | 7,000 | 6,000 | △ 193 |

※②水道料金、②公共下水道使用料、③公共下水道受益者負担金は5月末時点での未収金額としており、決算額とは異なります。

※②の収納率は、切り上げると100%になるため小数点第2位までとしています。

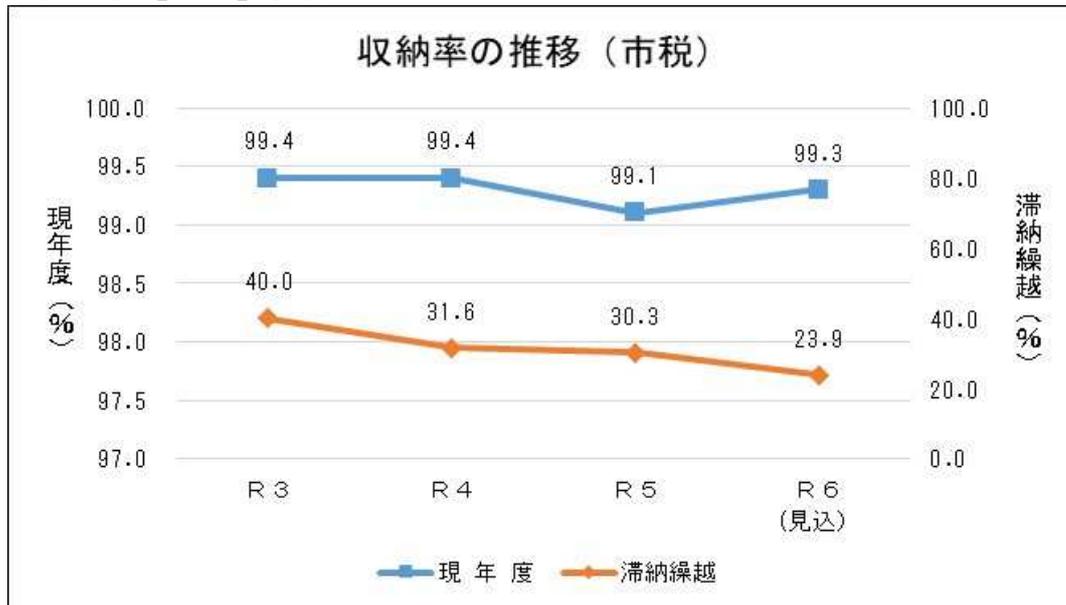
| 債権名 (債権所管課) | 区分 | 決算値 | | | | 目標値 | | | 削減目標 (R7目標値 -R6決算見 込値) | | | |
|---|----------------------|--------|--------|--------|---|--------|--------------------------------------|---------|---------------------------------|------|------|---|
| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 (見込) | R 5 | R 6 | R 7 | | | | |
| ②埋蔵文化財 発掘調査委託 料 【私債権】 まなび推進課 | 現年度 収納率(%) | | | | | | | | | | | |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | 25.0 | 令和5年度に不納欠損した ため、未収金は0円となり ました。 | | | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | | | | | | | | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 9,100 | 9,100 | 0 | | 6,825 | | | | | | |
| | 不納欠損額 (千円) | | | 9,100 | | | | | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 9,100 | 9,100 | 0 | | 6,825 | | | | | | |
| ②埋蔵文化財 発掘調査委託 料(遅延損害 金) 【私債権】 まなび推進課 | 現年度 収納率(%) | | | | | | | | | | | |
| 滞納繰越 収納率(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | ※②埋蔵文化財発掘調査委託料に係る遅延 損害金であり、③が完納とならない限り回 収の見込みがないため目標値の設定はしま せん。 令和5年度に②とともに不納欠損したた め、未収金は0円となりました。 | | | | | | | |
| 現年度 未収金額 (千円) | | | | | | | | | | | | |
| 滞納繰越 未収金額 (千円) | 551 | 551 | 0 | | | | | | | | | |
| 不納欠損額 (千円) | | | 551 | | | | | | | | | |
| 未収金額計 (千円) | 551 | 551 | 0 | | | | | | | | | |
| ⑦医療費(西 予市民病院 窓 口未収金) 【私債権】 健康づくり推 進課 | 現年度 収納率(%) | 97.0 | 96.2 | 96.3 | | | | | 94.9 | 98.0 | 98.0 | - |
| 滞納繰越 収納率(%) | 30.5 | 25.5 | 26.4 | 29.9 | 28.3 | 21.8 | 22.0 | △ 7.9 | | | | |
| 現年度 未収金額 (千円) | 5,583 | 6,254 | 6,627 | 8,367 | 4,000 | 4,000 | - | - | | | | |
| 滞納繰越 未収金額 (千円) | 15,159 | 15,448 | 15,931 | 15,809 | 15,562 | 15,300 | 15,053 | △ 756 | | | | |
| 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 41 | 0 | | | | | | | | |
| 未収金額計 (千円) | 20,742 | 21,702 | 22,558 | 24,176 | 19,562 | 19,300 | 15,053 | △ 9,123 | | | | |
| ⑧医療費(野 村病院 窓口 未収金) 【私債権】 健康づくり推 進課 | 現年度 収納率(%) | 97.2 | 97.0 | 96.9 | 98.8 | 97.0 | 97.0 | - | - | | | |
| | 滞納繰越 収納率(%) | 42.4 | 33.9 | 33.1 | 37.0 | 32.2 | 30.6 | 29.0 | △ 8.0 | | | |
| | 現年度 未収金額 (千円) | 3,430 | 2,947 | 3,184 | 1,169 | 3,000 | 3,000 | - | - | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 (千円) | 7,665 | 6,670 | 6,434 | 6,293 | 6,336 | 6,019 | 5,718 | △ 575 | | | |
| | 不納欠損額 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 未収金額計 (千円) | 11,095 | 9,617 | 9,618 | 7,462 | 9,336 | 9,019 | 5,718 | △ 1,744 | | | |

| 債権名 (債権所管課) | 区分 | 決算値 | | | | 目標値 | | | 削減目標 (R7目標値 -R6決算見 込値) |
|--|----------------------|--------|--------|-------|-------------|--------|-------|--|---------------------------------|
| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 (見込) | R 5 | R 6 | R 7 | |
| ⑳医療費（つ くし苑 利用 者負担金） 【私債権】 健康づくり推 進課 | 現年度 収納率（%） | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | - | - |
| | 滞納繰越 収納率（%） | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 100.0 | 3.0 | 100.0 | - | - |
| | 現年度 未収金額 （千円） | 9,110 | 9,257 | 9,127 | 0 | 9,200 | 9,200 | - | - |
| | 滞納繰越 未収金額 （千円） | 1,403 | 1,403 | 0 | 0 | 1,363 | 0 | - | - |
| | 不納欠損額 （千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 未収金額計 （千円） | 10,513 | 10,660 | 9,127 | 0 | 10,563 | 9,200 | - | - |
| ㉑ジオツアー 運營業務委託 料返還金 （過年度分） 【私債権】 経済振興課 （ジオパーク 推進室） | 現年度 収納率（%） | | | | | | | 令和6年度に不納 欠損処理したため 未収金額は0円と なりました。 | |
| | 滞納繰越 収納率（%） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | 0.0 | | |
| | 現年度 未収金額 （千円） | | | | | | | | |
| | 滞納繰越 未収金額 （千円） | 548 | 548 | 548 | 0 | | 0 | | |
| | 不納欠損額 （千円） | 0 | 0 | 0 | 548 | | 548 | | |
| | 未収金額計 （千円） | 548 | 548 | 548 | 0 | | 0 | | |
| ㉒西予市研修 基金返還金 （過年度分） 【私債権】 まちづくり推 進課 | 現年度 収納率（%） | | | | | | | | |
| | 滞納繰越 収納率（%） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | 100.0 | 100.0 | 0 |
| | 現年度 未収金額 （千円） | | | | | | | | 0 |
| | 滞納繰越 未収金額 （千円） | 145 | 145 | 145 | 145 | | 0 | 0 | △ 145 |
| | 不納欠損額 （千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| | 未収金額計 （千円） | 145 | 145 | 145 | 145 | | 0 | 0 | △ 145 |

※㉑医療費（窓口未収金）の現年度収納率は、毎年5月末には完納となっているため100%としています。

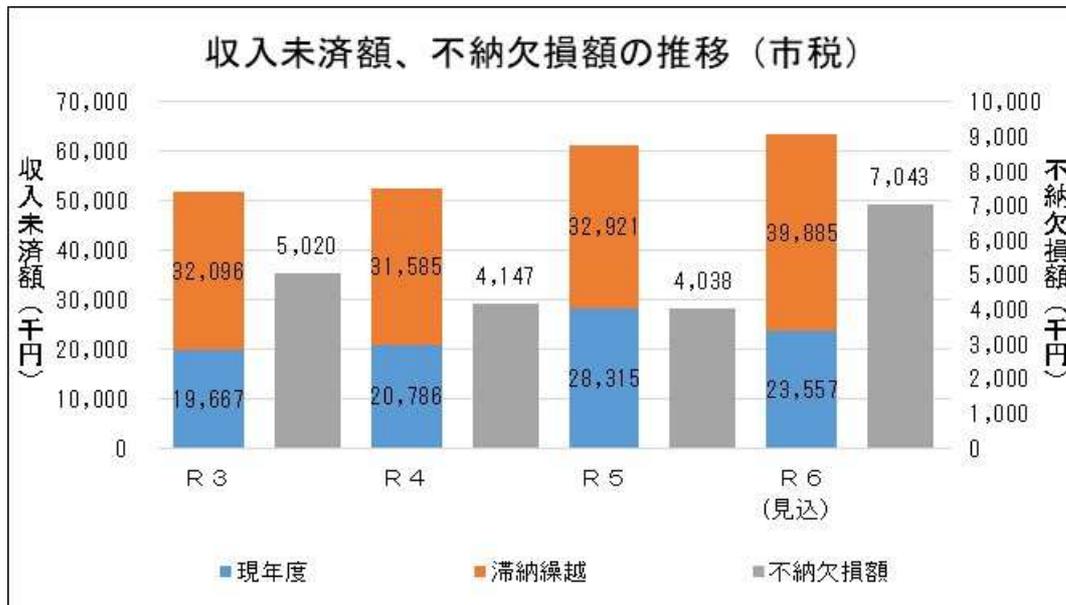
7. 債権所管課の現状と課題（債権単位）

(1) 市税【強制】税務課



【現年度】 収納率は99%を超えており、安定しています。

【滞納繰越】 大口滞納が複数発生したため、徴収率が低下しています。

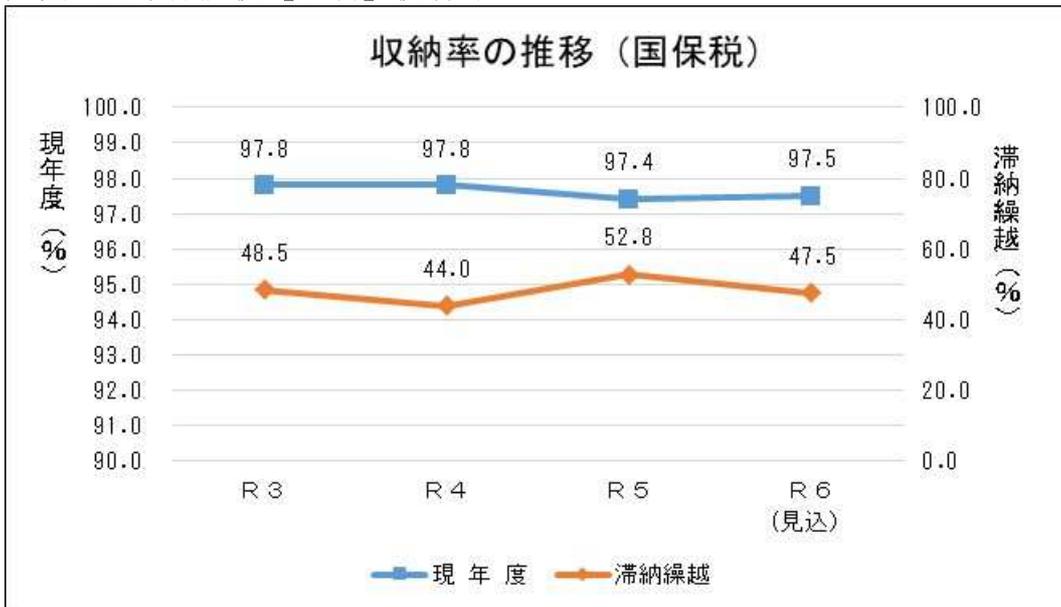


【現年度】 令和5年度から開始された共通納税制度の影響で、金融機関等で納付されてから市への入金までに期間を要することとなり、令和4年度以前と比較して令和6年度現年度分の収入未済額が増えています。

【滞納繰越】 大口滞納者の影響で滞納繰越分が増加しています。徴収対策を強化し、より多く回収できるよう、動産、不動産の差押、公売などの新しい回収手法の確立が必要です。また、効率的に業務を遂行するために、業務内容、徴収体制等を再確認することが課題の一つです。

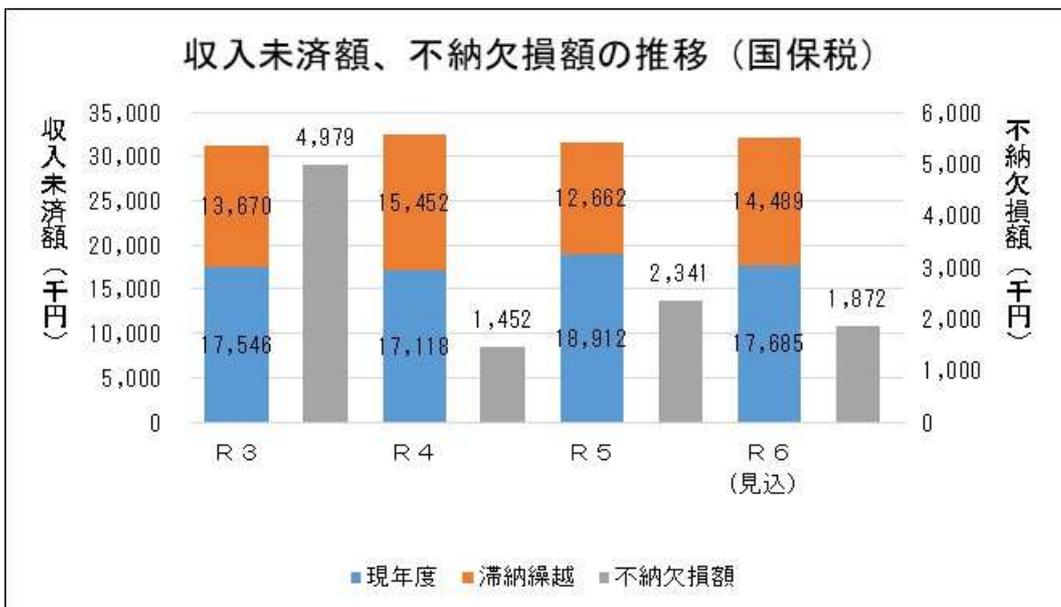
【不納欠損額】 大口滞納者の執行停止時効による不納欠損があり、令和6年度は増額していますが、例年は約400万円で推移しています。

(2) 国民健康保険税【強制】税務課



【現年度】徴収率は97%を維持していますが、低下傾向にあります。

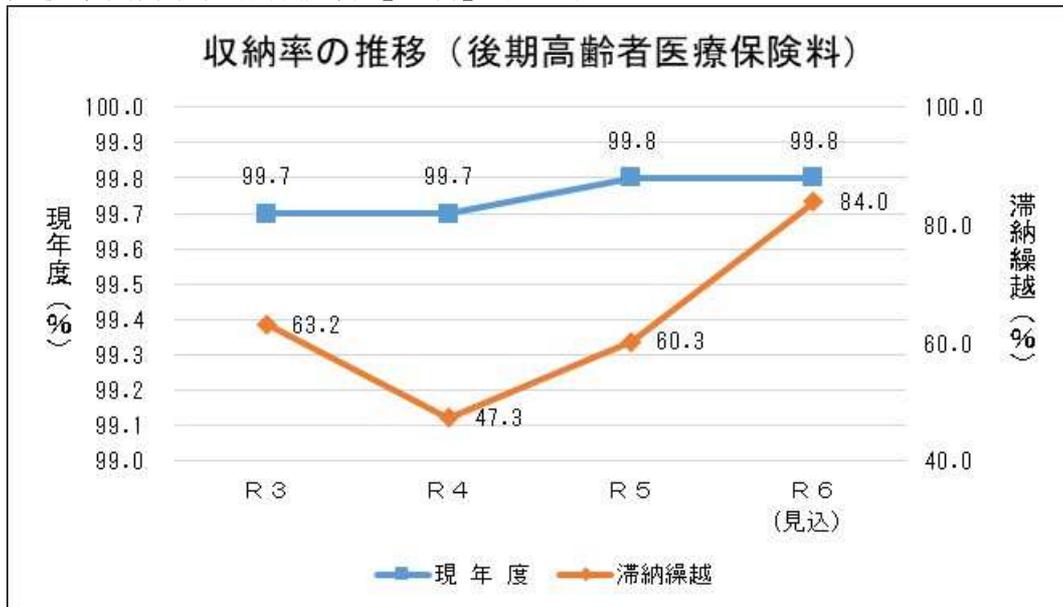
【滞納繰越】令和5年度に発生した大口滞納の影響により、徴収率は低下傾向にあります。



【現年度】一見横ばいのように見えますが、年々調定が下がっているため、徴収率が低下している分だけ徴収できていない状況です。

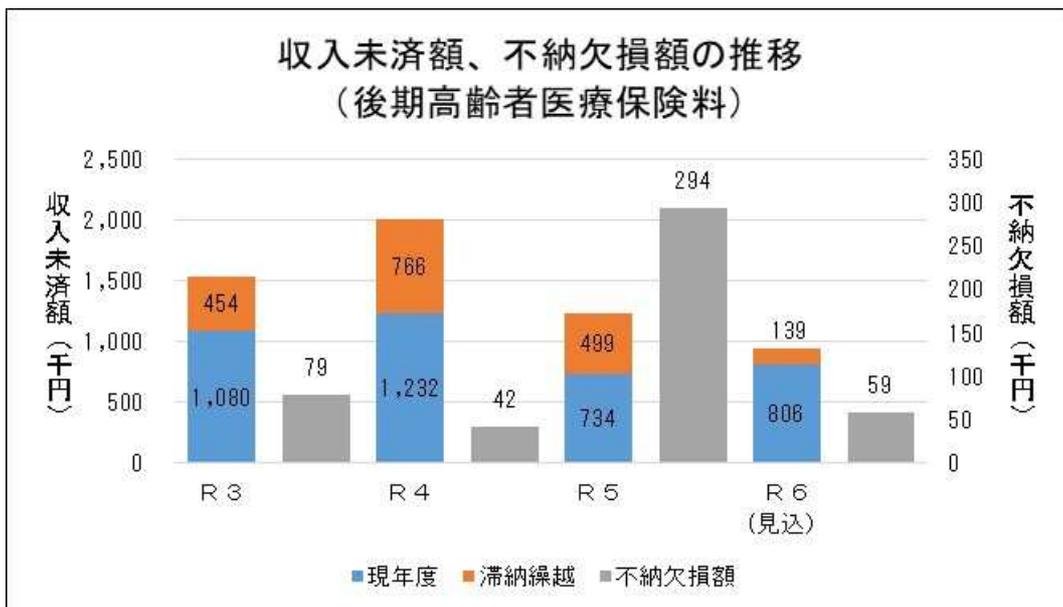
【滞納繰越】大口滞納者の影響により、滞納繰越分が増加しています。市税同様に徴収対策を強化し、より多く回収できるよう、動産、不動産の差押、公売などの新しい回収手法の確立が必要です。また、令和6年12月に短期保険証制度が廃止となったため、分納履行者の管理など効率的に業務を遂行するために、業務内容、徴収体制等を再確認することが課題の一つです。

(3) 後期高齢者医療保険料【強制】市民課



【現年度】 99%後半を維持しています。

【滞納繰越】 令和5年度から約24%の大幅増となっており、滞納処分の結果が表れています。

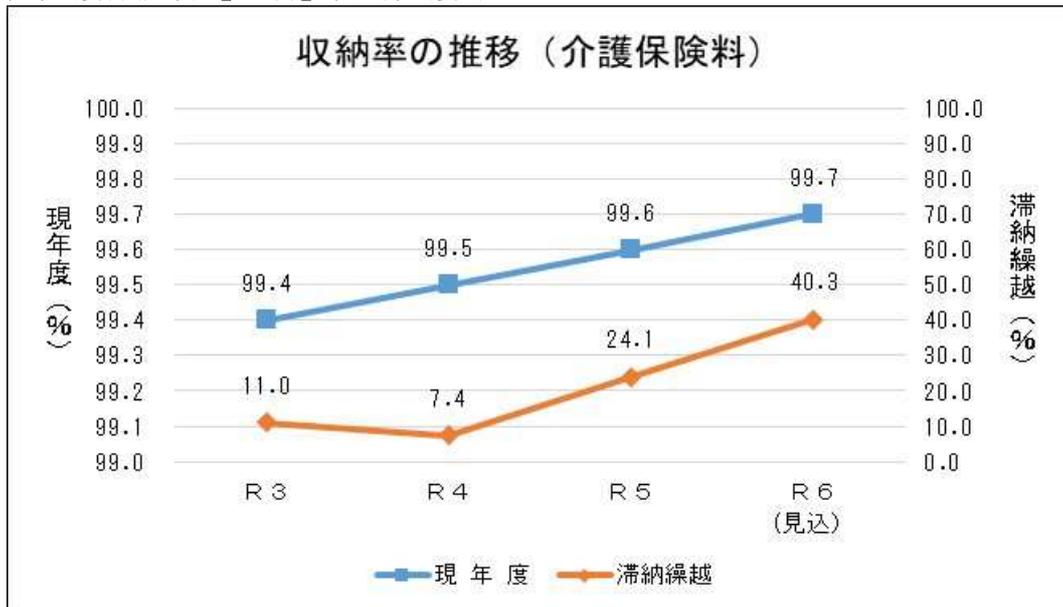


【現年度】 早期滞納処分により減少傾向にあります。

【滞納繰越】 令和5年度、令和6年度において、現年度、滞納繰越分の未収金額を給料や年金等の差押などの滞納処分を中心とした滞納整理で大幅に減少させています。税務課と情報共有し、滞納市税を執行停止による不納欠損処理していた事案について同じく不納欠損処理を行い、回収の見込みのない債権の処理も適切に行っています。

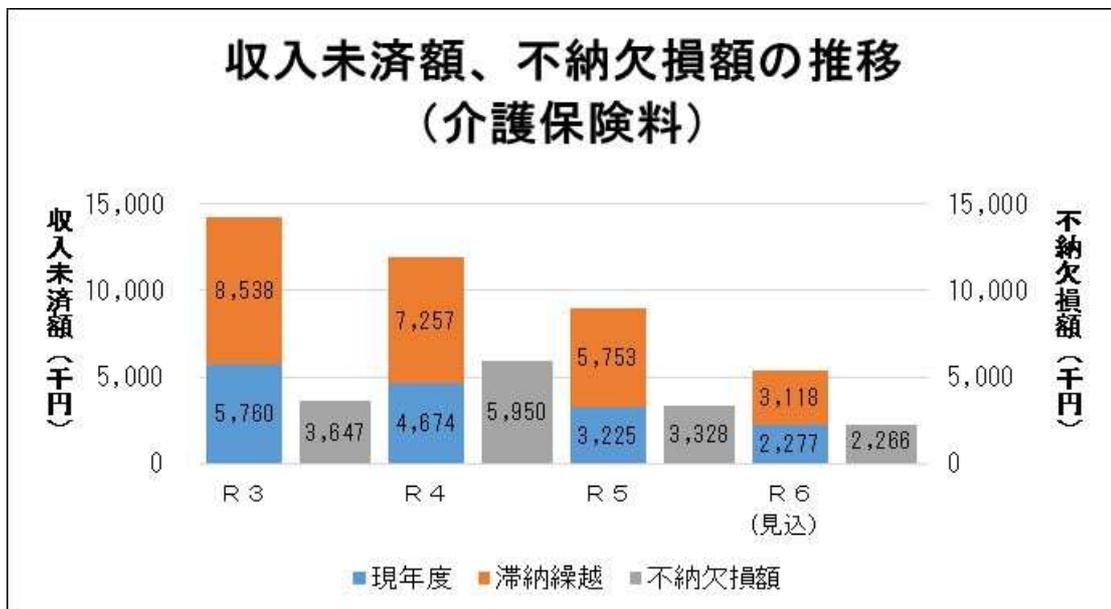
ここ数年においては、強制徴収公債権の理想的な債権管理・回収の手法を執行していますので、今後においても、この流れを絶やさず継続していく必要があります。

(4) 介護保険料【強制】長寿介護課



【現年度】確実に収納率を伸ばしており、早期の財産調査、差押処分など、適正な滞納整理業務が定着してきた結果が見られます。

【滞納繰越】令和2年度から令和4年度までは10%前後でしたが、債権整理室と連携した滞納処分及び納付指導によって令和6年度は40%台まで上昇し、目標としていた25.0%を超えています。

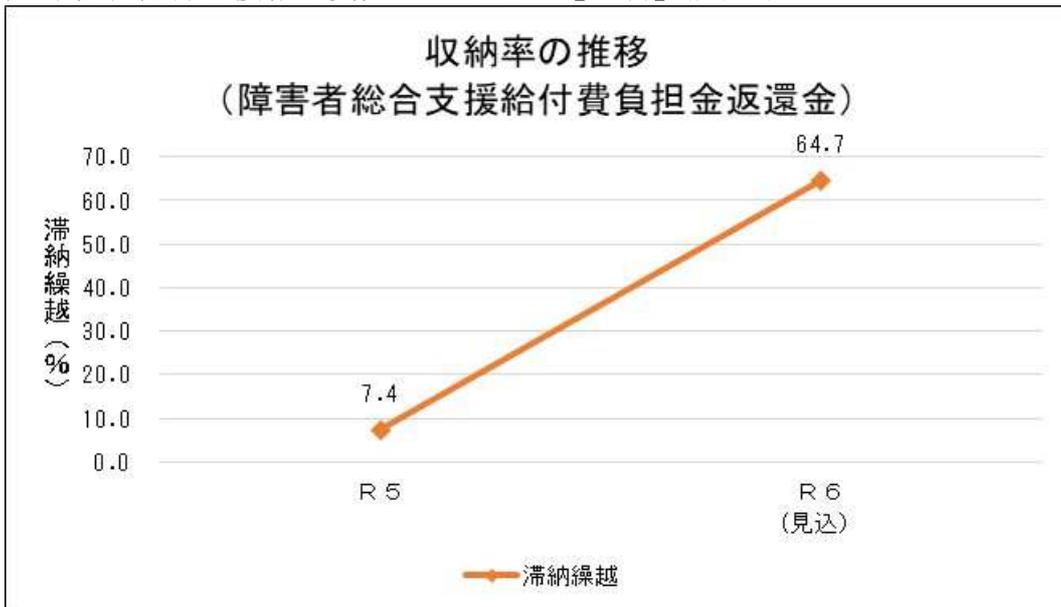


【現年度】 【滞納繰越】ともに収納率の向上によって収入未済額及び不納欠損額は大幅減少傾向にあります。

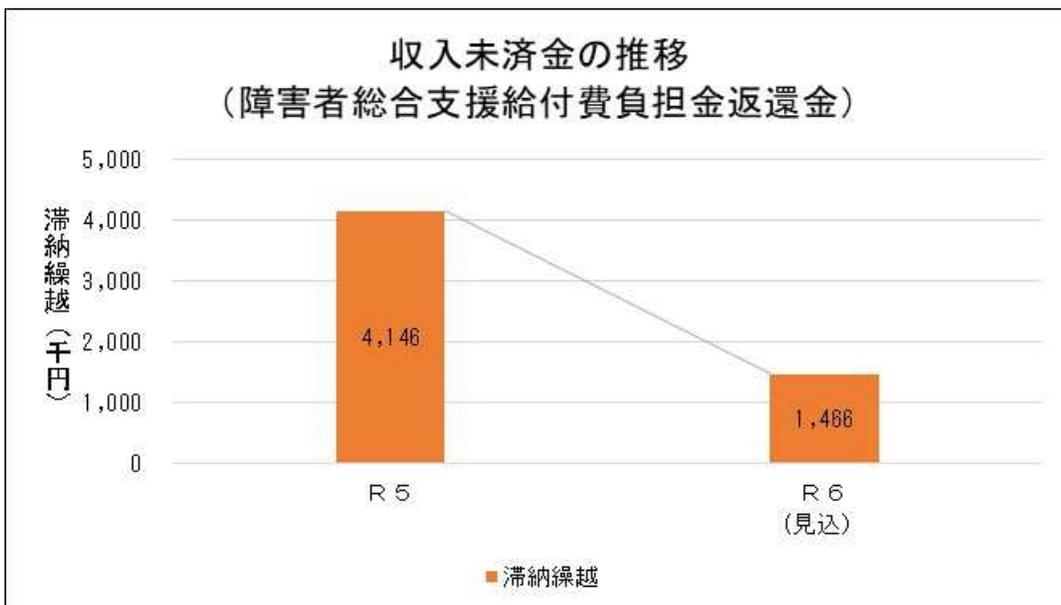
一方、介護保険料は、時効期間が2年のため毎年不納欠損処理を行っており、収入未済額に対して不納欠損額が大きいいため、更なる削減に取り組むことが課題の一つです。

不納欠損処理を行うと、被保険者が介護サービスを利用する際の利用者負担割合が一定期間高くなり、必要な介護サービスの利用に影響が発生します。

(5) 障害者総合支援給付費負担金返還金【強制】福祉課



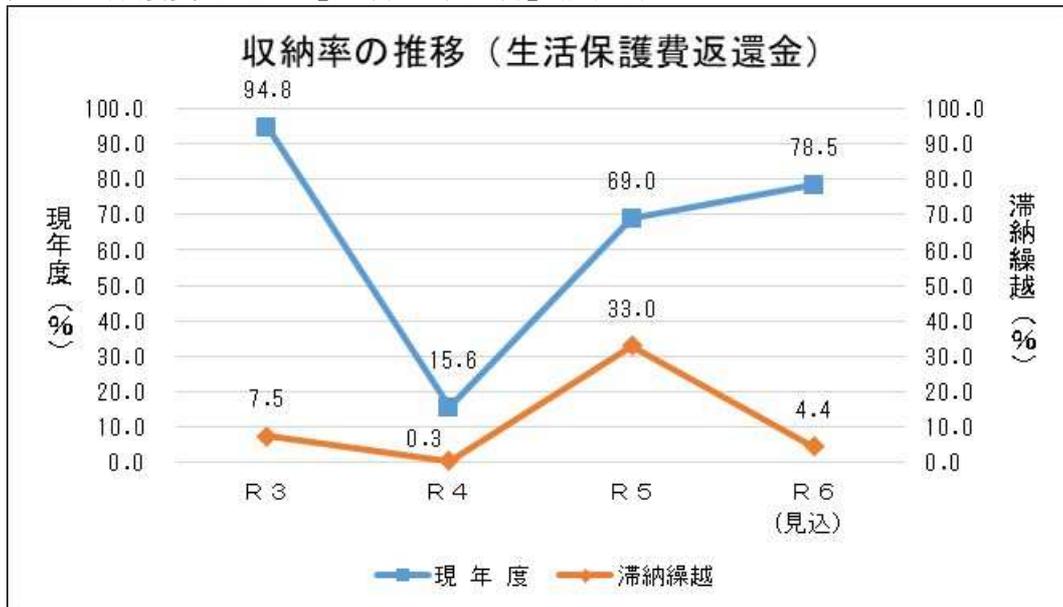
愛媛県の行政処分「指定障害福祉サービス事業者の指定取消し」により、令和5年度に訓練給付費（障害者総合支援給付費負担金）の返還を通知していますが返還されないため、令和6年度に徴収事務を債権整理室に移管しました。



債権整理室において、令和6年度に賃料差押、自動車・動産の差押を執行したため、徴収率が向上し未済額が減少しました。

負担金本料については令和7年度中に完納予定のため、今後は加算金分の滞納処分を継続していく必要があります。

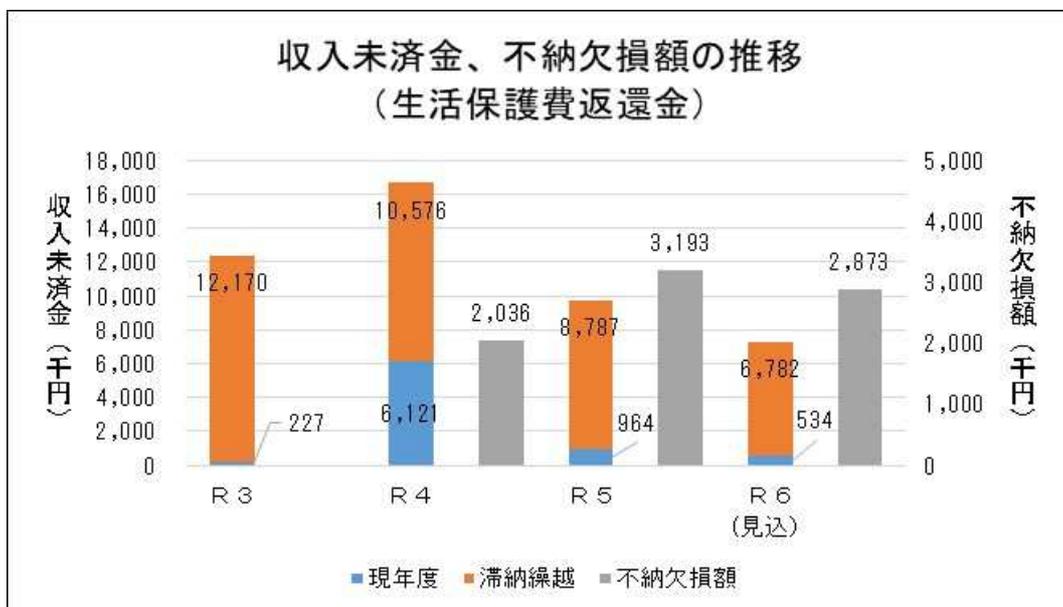
(6) 生活保護費返還金【強制・非強制】福祉課



生活保護費の不正受給による返還金（生活保護法第78条・強制）、不正受給によらない返還金（同第63条・非強制）においても返還しない者に対して、生活保護法第77条の2を適用し、強制徴収公債権として回収しています。

令和5年度においては、令和4年度に600万円近くの滞納が発生していましたが、早期に預貯金の差押を執行し、大部分の回収ができています。

収納率は、不正受給した残預金の状況に左右されますので、年度によってかなり変動します。

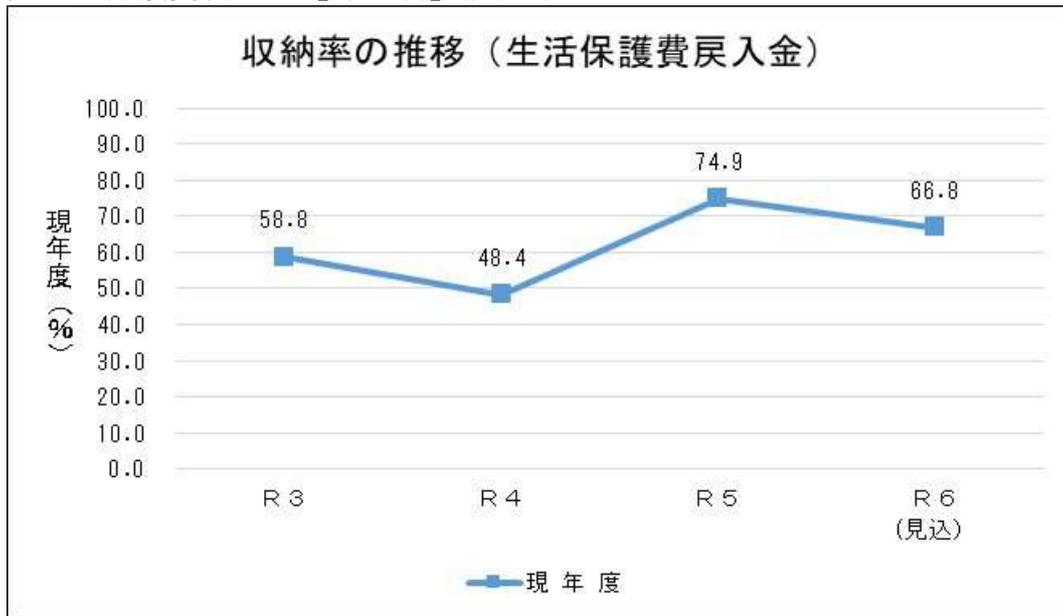


現年度分の滞納繰越は年によって大きく変動しています。

回収不能なものについては、不納欠損処分を執行し、適正な債権管理を行っています。

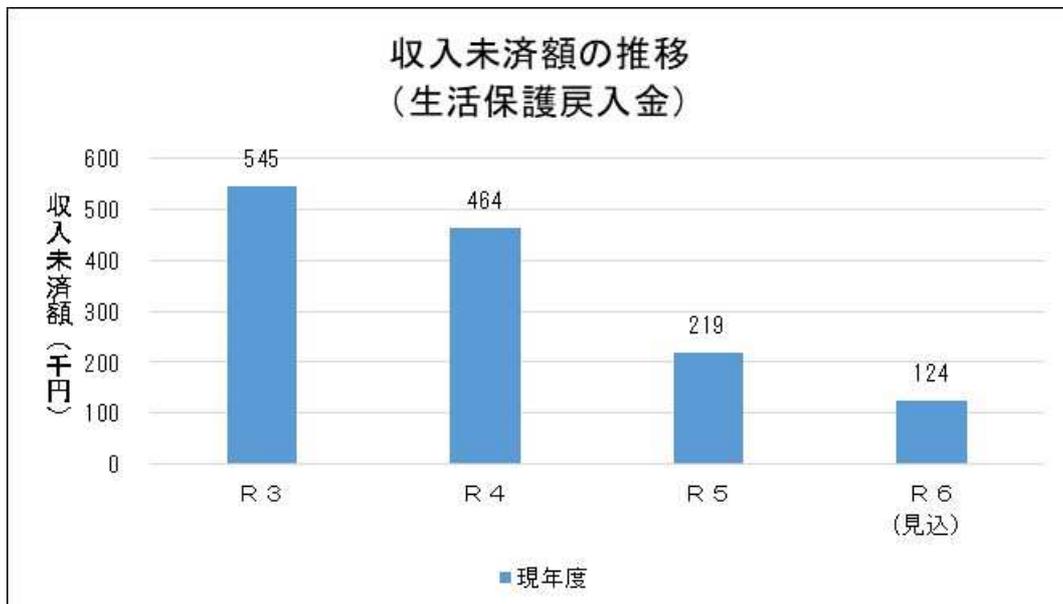
この返還金の回収には取立までのスピードが重要ですので、これから突発的に発生する返還金を、いかに素早く処理するか、また、そのノウハウを引き継いでいけるかが今後の課題と言えます。

(7) 生活保護費戻入金【非強制】福祉課



戻入金は、不正受給ではなく、医療費の自己負担分等によって生じた返還金になります。主に生活保護法第63条扱いとなります。

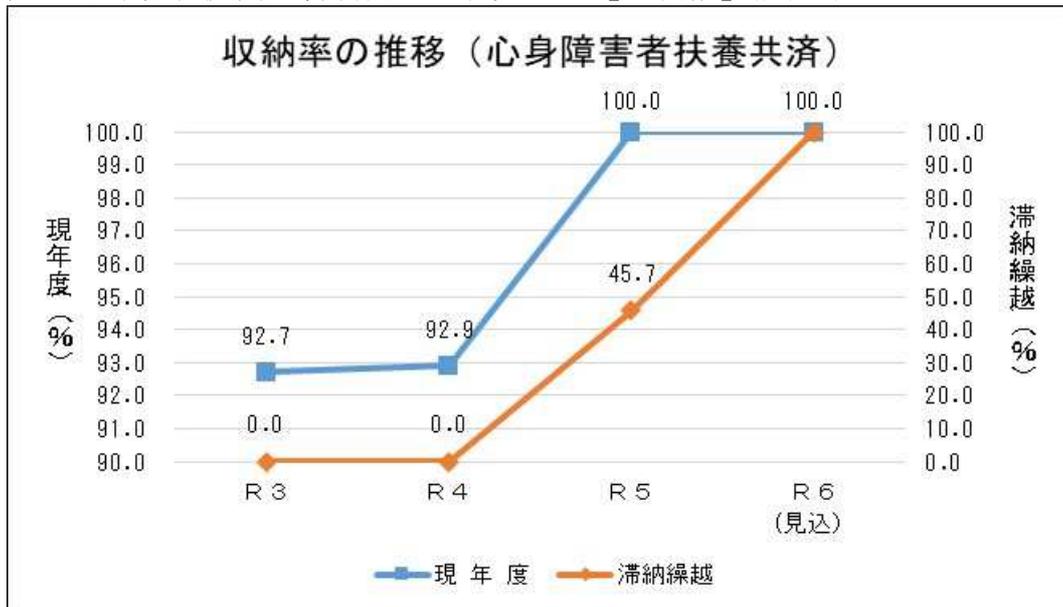
それなりの収納率ですが、非強制徴収公債権のため被保護者の自主的な支払いに留まることから、年度によって収納率は大きく変化します。



令和2年度は100万円に近づく程の未収金となっておりますが、徐々に減少しており、令和6年度では10万円強となっております。

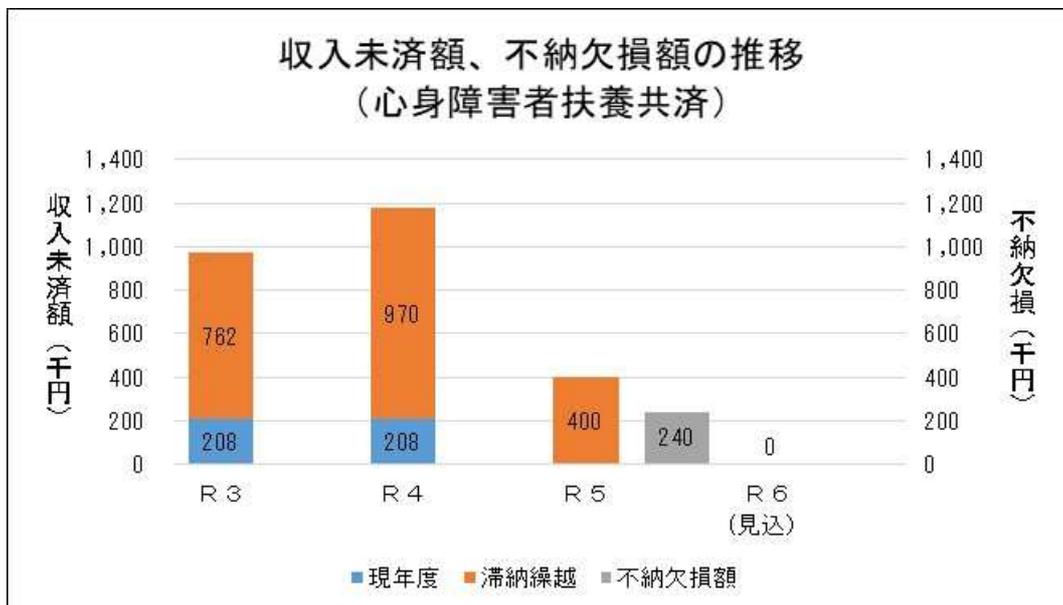
滞納繰越となったものについては、生活保護費返還金として、生活保護法第63条を適用し回収を進めており、手順としては問題ありません。

(8) 心身障害者扶養共済制度加入者負担金【私債権】福祉課



心身障害者扶養共済制度加入者負担金は、子が心身障害者の場合、その親が亡くなったときに年金が支給される共済制度に係るもので、県と市が掛け金の一部を負担しており、一旦市が対象者の負担金も併せて県に支払っています。その市への未払負担金を回収するものです。

現年度、滞納繰越分ともに徴収率100%となっています。

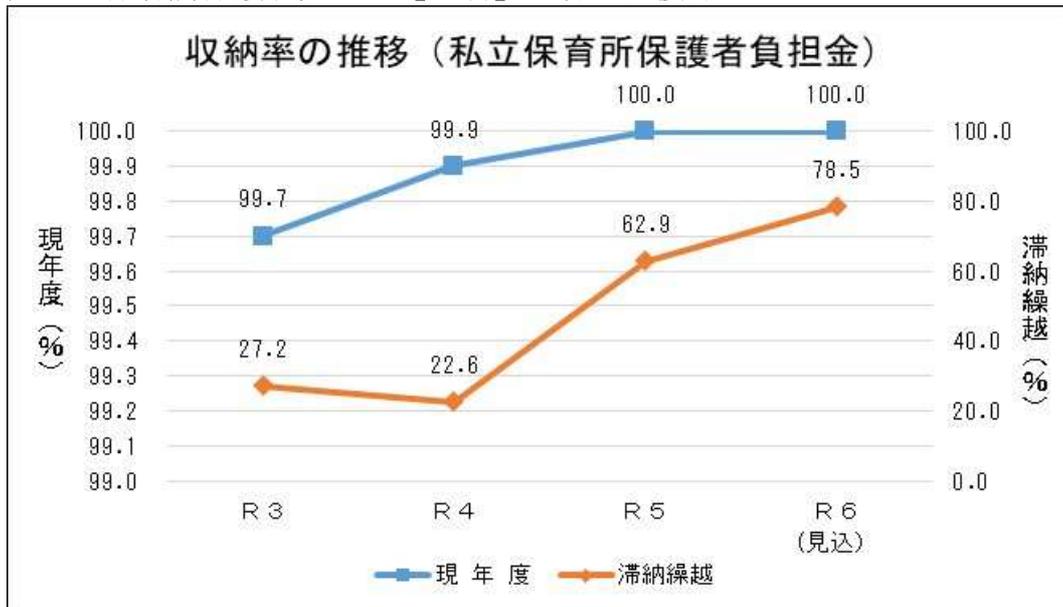


令和5年度において、長期滞納分について支払の意思の確認を行い、時効の援用を主張したものは、不納欠損処理を行っています。

令和6年度に滞納繰越分が完納となり、収入未済額は0円となりました。

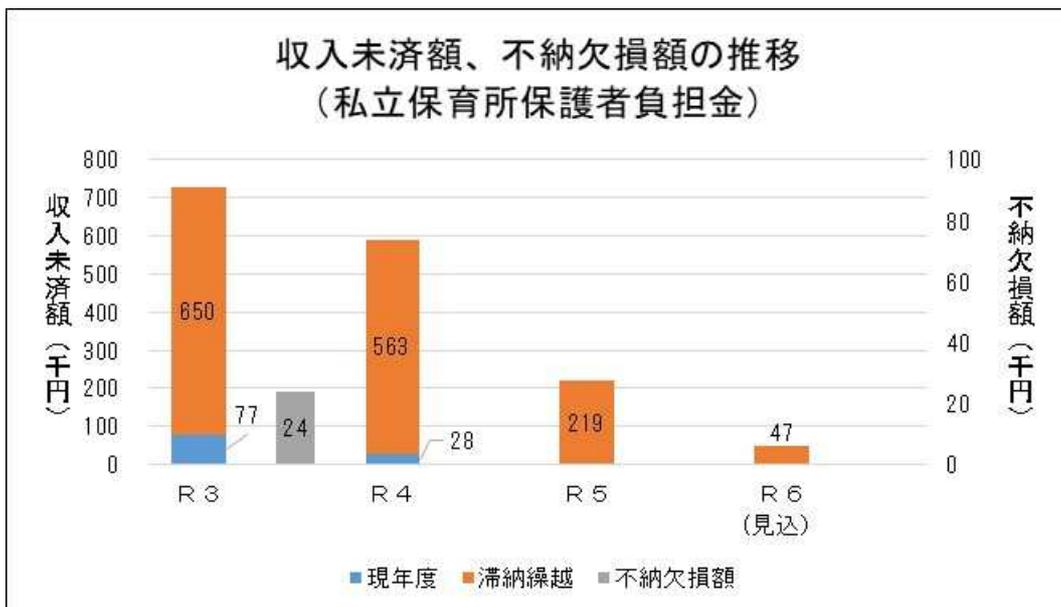
本来、2カ月未納が続けば共済契約の解約が可能ですので、大口滞納とならないよう粛々と事務処理をしていく必要があります。

(9) 私立保育所保護者負担金【強制】子育て支援課



【現年度】100%を維持しています。

【滞納繰越】令和5年度に滞納処分を視野に入れた折衝を行ったことで、徴収率が劇的に上昇しました。



滞納繰越額は約5万円と、昨年度から79%減の約5分の1に大きく減少しております。

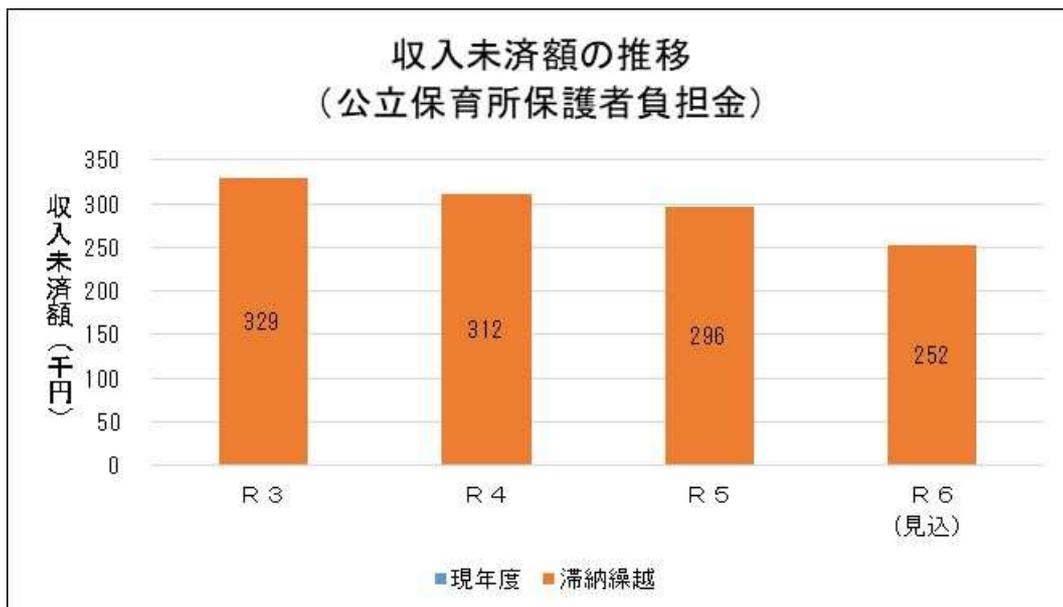
残った滞納繰越分は、滞納処分で即時に完納できるほどの財産は発見できていないため、今後も粘り強く回収していく必要があります。

(10) 公立保育所保護者負担金【強制】子育て支援課



【現年度】100%を維持しています

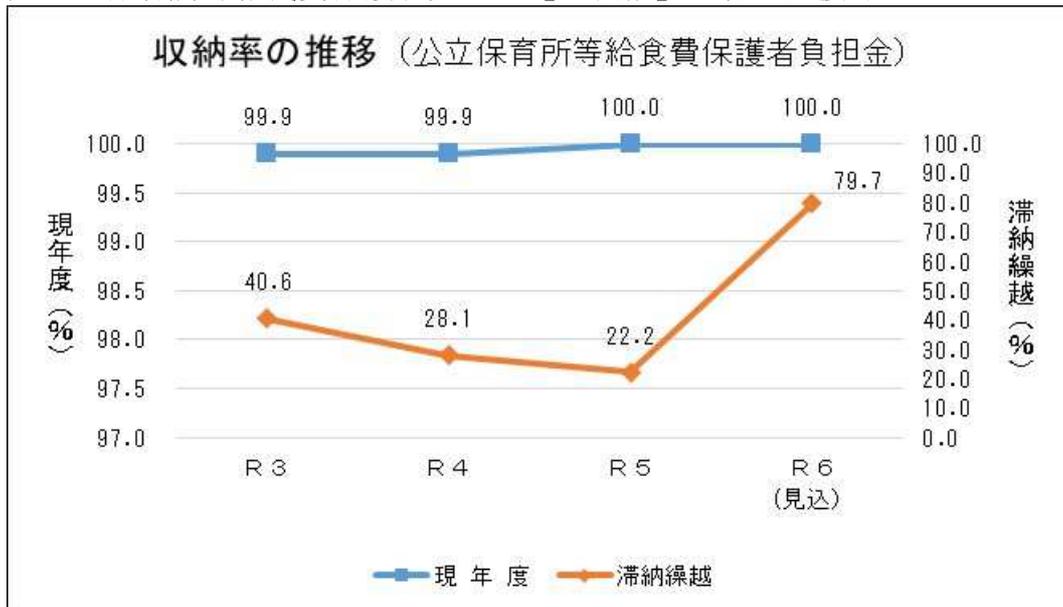
【滞納繰越】滞納額が少額のため、納付額によって収納率が大幅に上下します。



滞納繰越分は、滞納者1名のみです。財産調査を行っても、差押可能な財産は発見できていません。

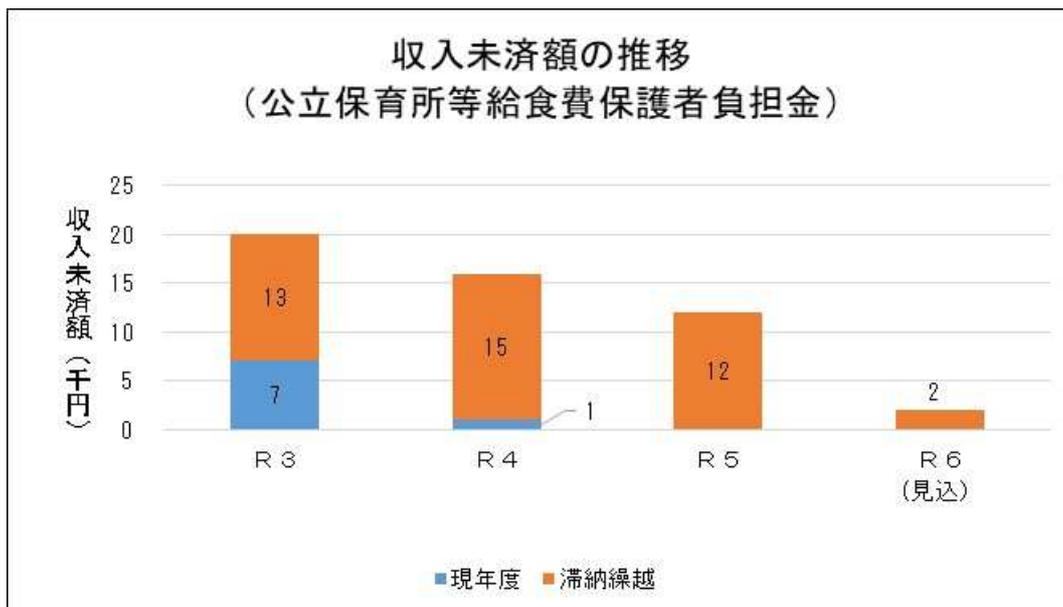
今後は、生活状況を常に把握し、滞納処分の執行停止も視野にいれた対応を検討する必要があります。

(11) 公立保育所等給食費保護者負担金【私債権】子育て支援課



【現年度】100%を維持しています。

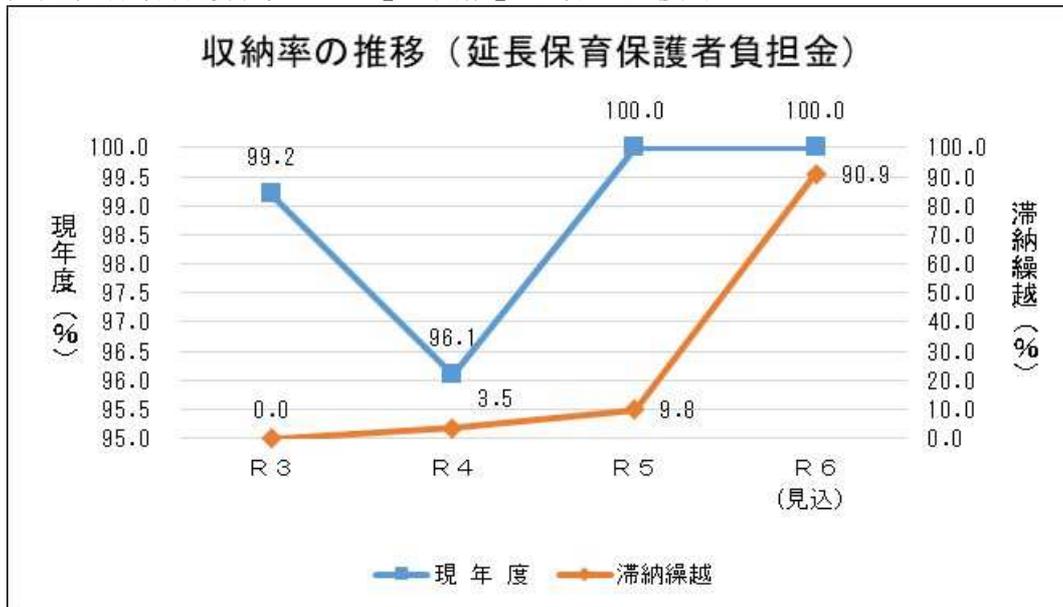
【滞納繰越】滞納額が少額のため、納付額によって収納率が大幅に上下します。



かなり少額ですが、私債権のため強制的な徴収はできず、中々回収しにくい状況です。

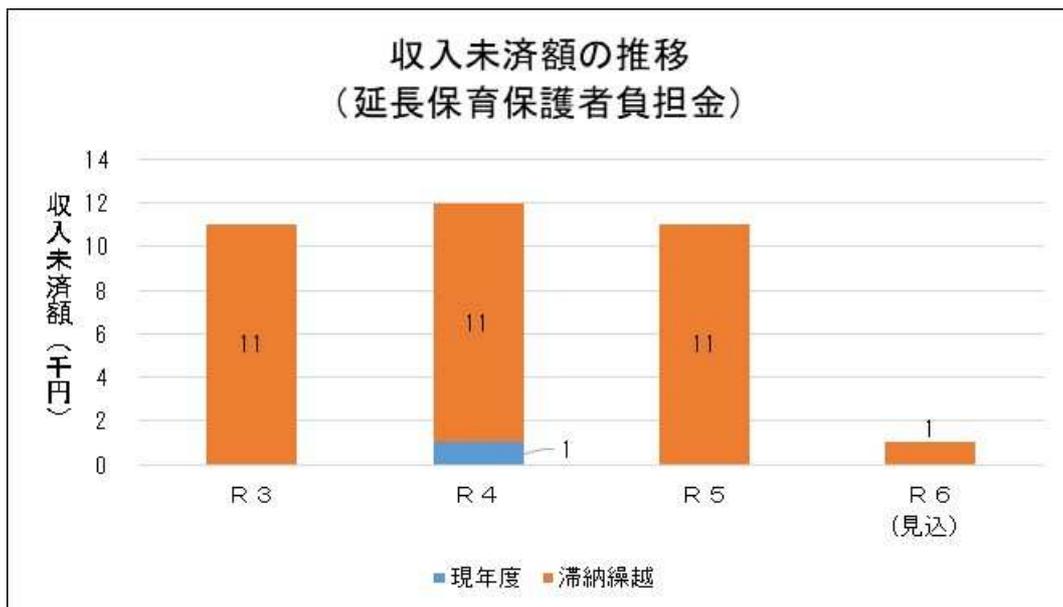
不納欠損も簡単にできないため、日頃から保育園等と連携しながら、少額でも、早め早めの対応が必要です。

(12) 延長保育保護者負担金【私債権】子育て支援課



【現年度】100%を維持しています。

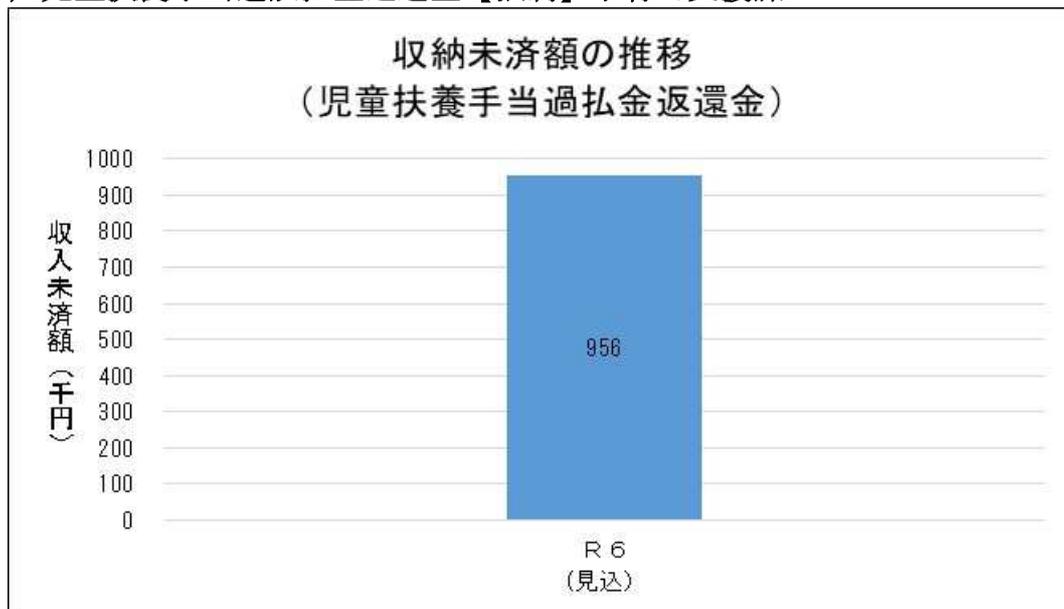
【滞納繰越】滞納額が少額のため、納付額によって収納率が大幅に上下します。



かなり少額ですが、私債権のため強制的な徴収はできず、中々回収しにくい状況です。

不納欠損も簡単にできないため、日頃から保育園等と連携しながら、少額でも、早め早めの対応が必要です。

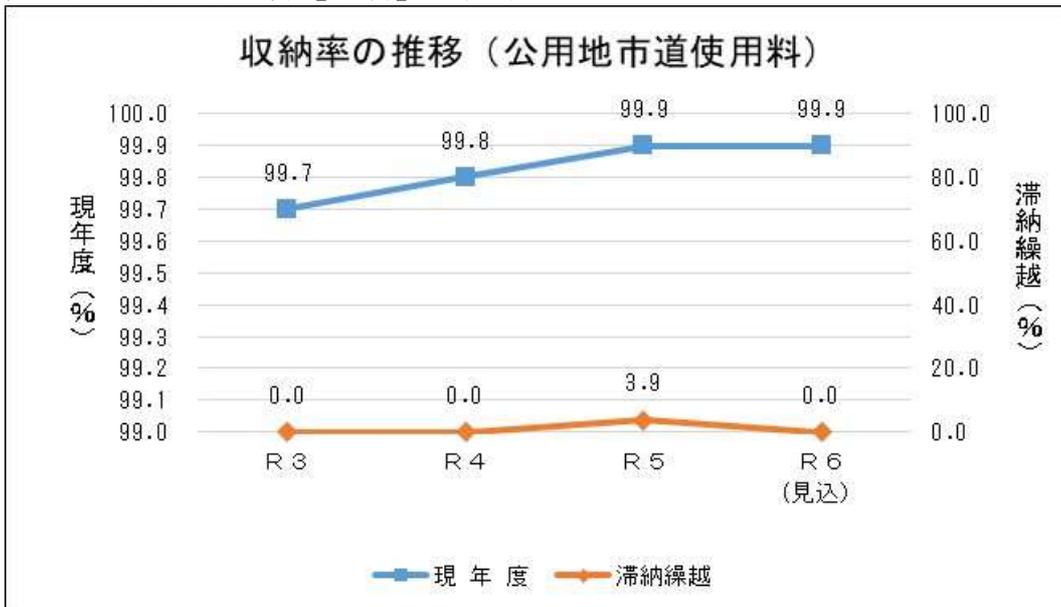
(13) 児童扶養手当過誤払金返還金【強制】子育て支援課



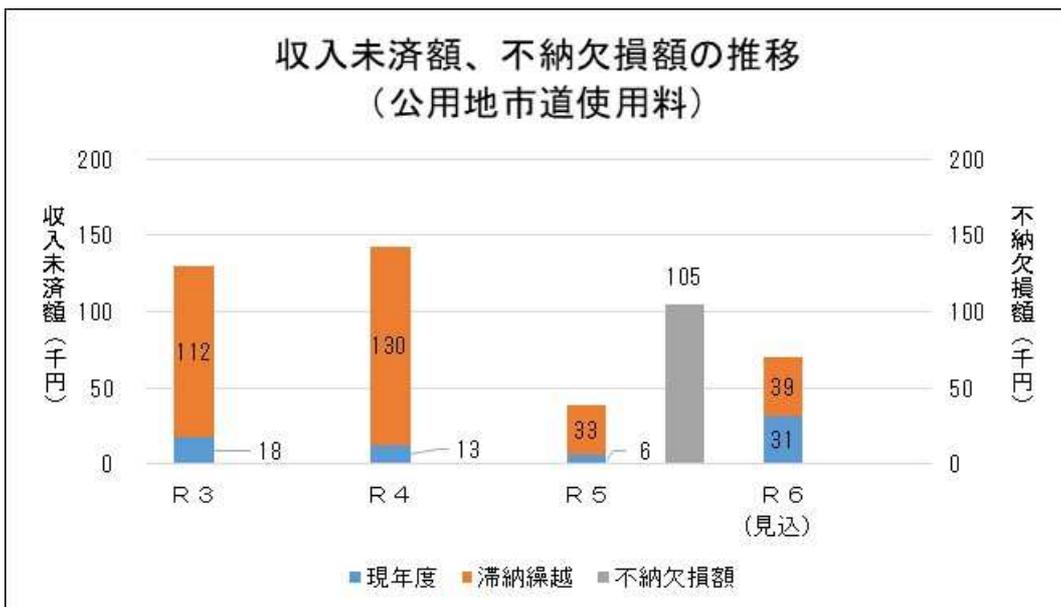
受給資格が無いにも関わらず不正に受給した児童扶養手当を令和6年度に返還請求しているものです。不正受給のため、その返還金は強制徴収公債権となります。

高額であり早期対応が望ましいため、令和6年度途中から債権整理室に移管し、債権の管理・回収を進めています。

(14) 公用地市道使用料【強制】建設課

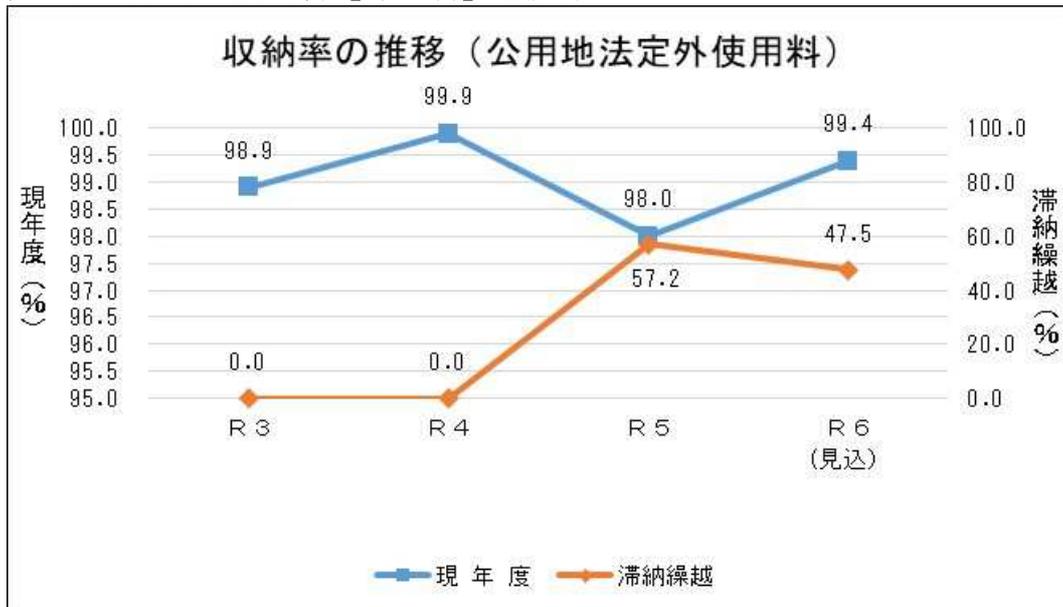


【現年度】 ほぼ100%を維持しています。
 【滞納繰越】 ほぼ0%です。

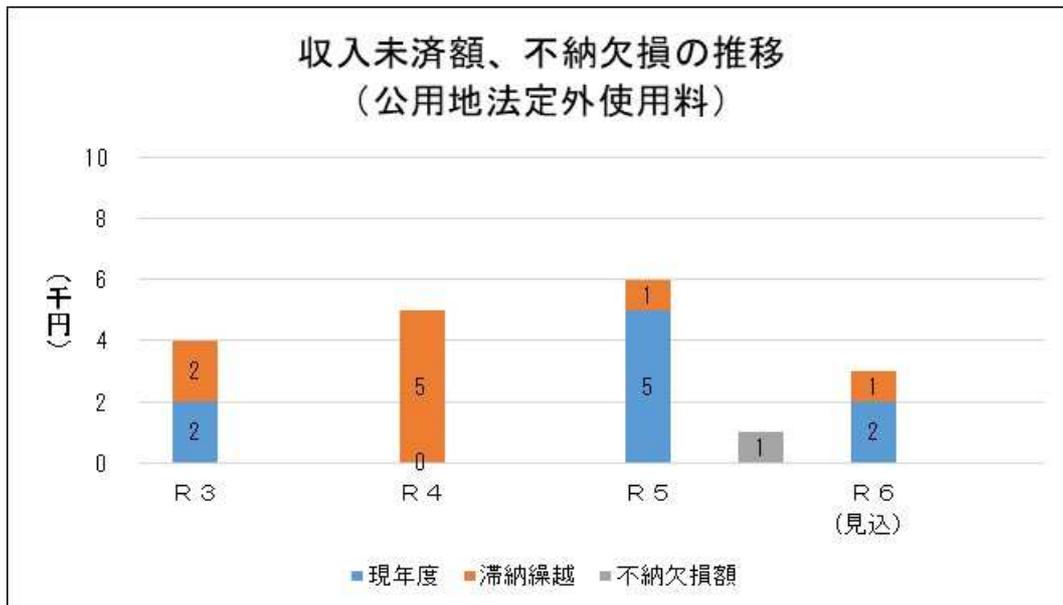


令和5年度に回収不能なものについては不納欠損処理を行いました。今後については、時効が完成しないよう、きちんと請求を行い、自主的な納付がなければ、差押による回収を早期に行うことが必要です。

(15) 公用地法定外使用料【非強制】建設課

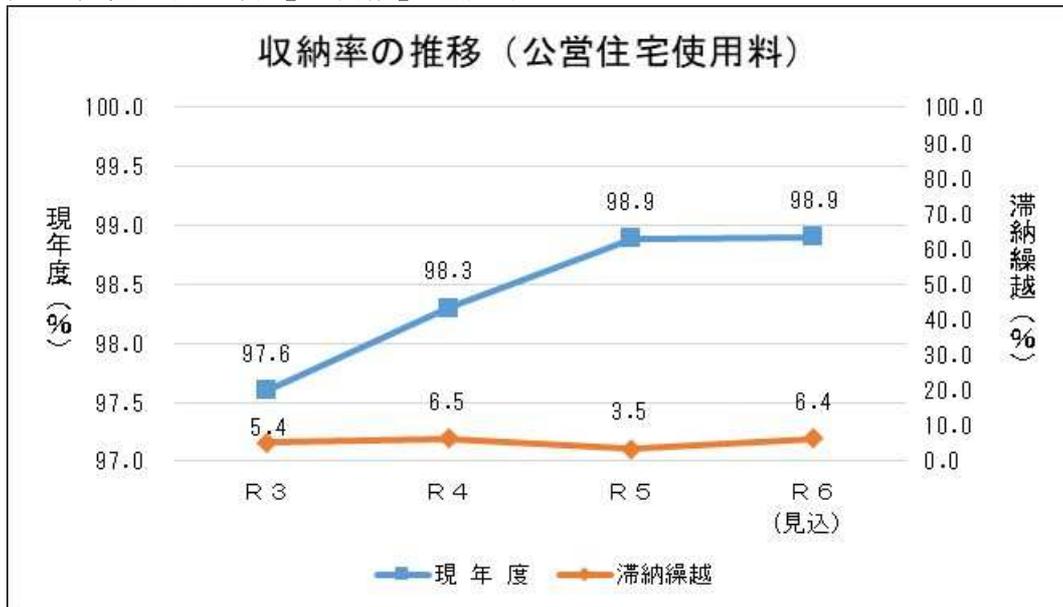


【現年度】【滞納繰越】ともに収納率が高いですが滞納額が少額のため、納付額によって収納率が大幅に上下します。



非強制徴収公債権で少額のため、強制執行による回収ができないことから、催告、電話懇諭などねばり強く回収していく必要があります。

(16) 公営住宅使用料【私債権】建設課



【現年度】98%後半を維持しています。

【滞納繰越】10%未満の低い状態が続いています。

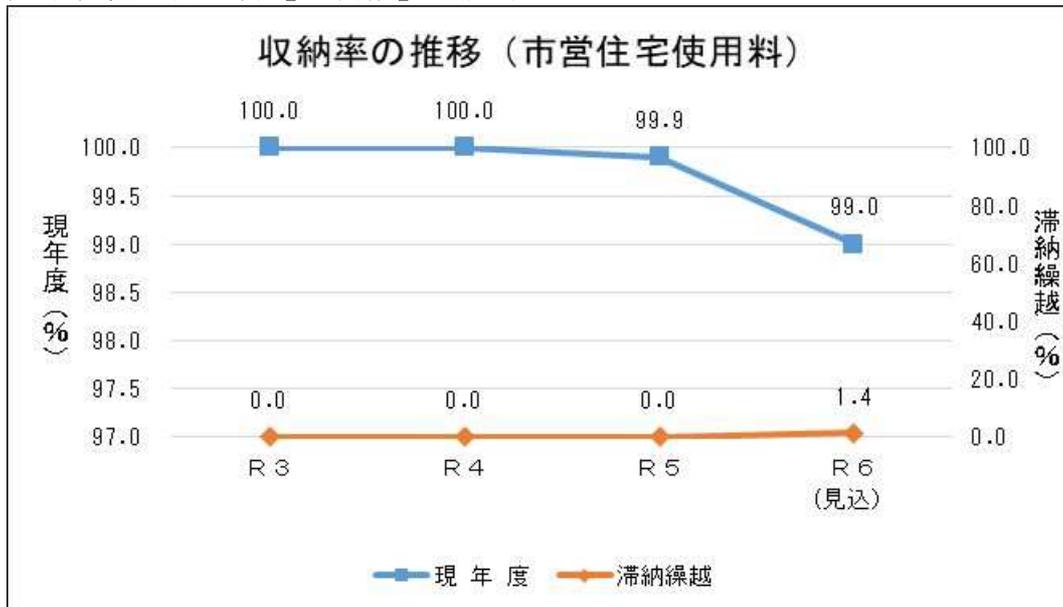


【現年度】収入未済額は徐々に減ってはいるものの、100万円を超えています。

【滞納繰越】毎年増加しており、早急に対策が必要です。長期滞納者に対しては、強制執行による差押、取立、明渡し訴訟などを行い、健全な状態に戻すことが必要です。

そのためには、建設部、課として、組織的に解決に向けた努力をする必要があります。

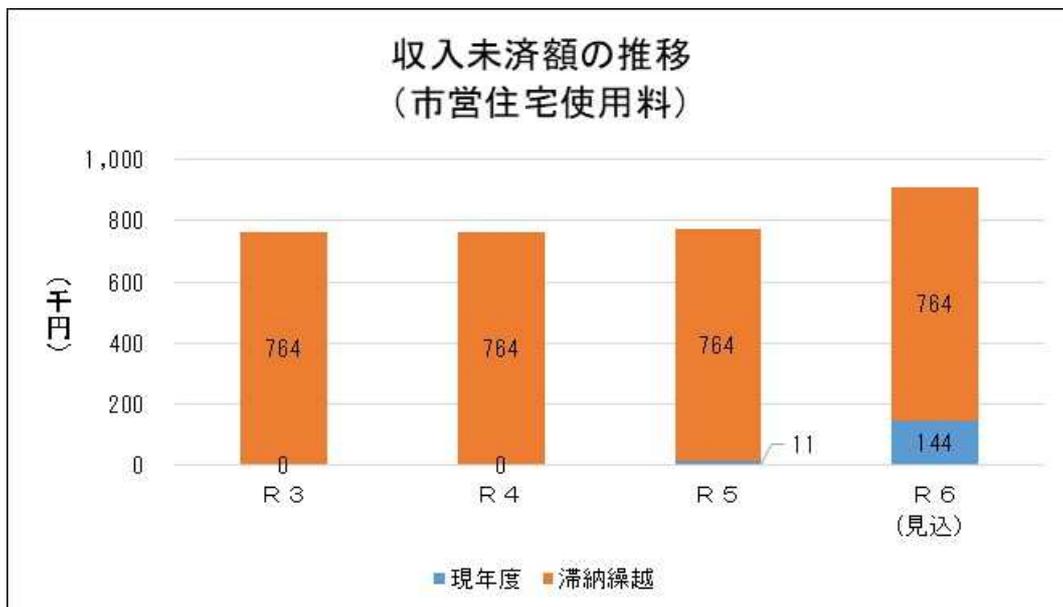
(17) 市営住宅使用料【私債権】建設課



国や県などの補助金なしで建築した市営住宅の使用料になります。

【現年度】100%で推移していましたが、令和6年度に新たに滞納が発生しました。

【滞納繰越】ほぼ0%で推移しています。



【現年度】令和6年度に新規滞納が発生しています。

【滞納繰越】毎年同じ金額のため、同一滞納者の未収金が残っている状態です。

時効の確認や、生活状況、財産状況などの調査を行い、回収可能であれば、早期に強制執行の手続きにより回収する必要があります。

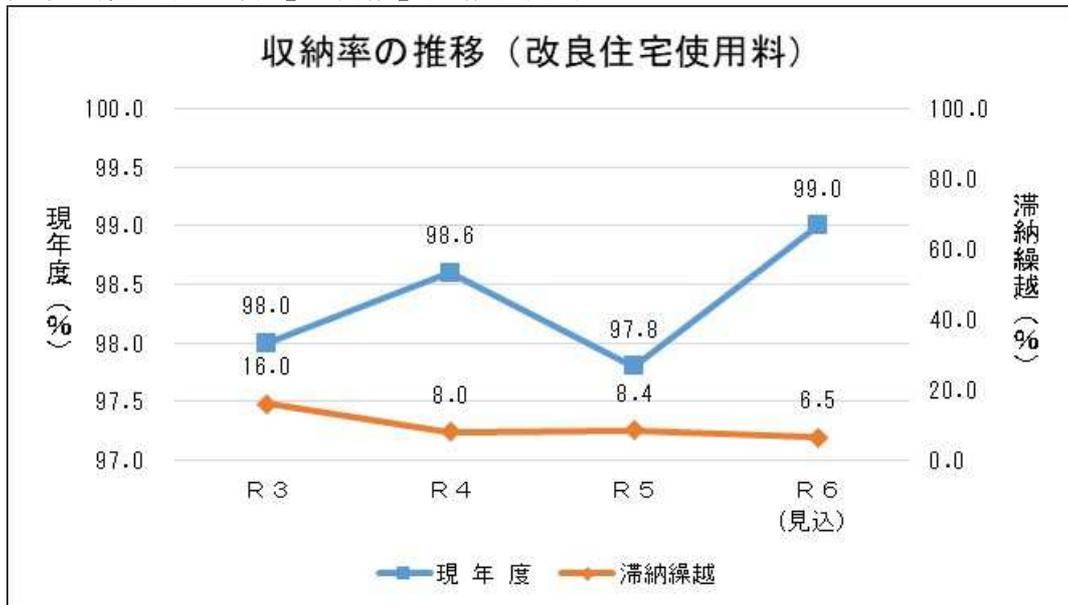
(18) 特定空家等代執行費用【強制：行政代執行】、【非強制：略式代執行】建設課

本計画に記載している債権は、「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」で、市において「特定空家等」と認定した所有者不明の建物について、令和3年度に略式代執行により解体等に要した費用です。

国及び県補助金を受けて代執行による解体後、裁判所によって選任された不在者財産管理人により、更地となった土地を近隣住民等に売却され、売却代金の一部が市へ弁済されましたが、各補助金、不在者財産管理人からの弁済額を差し引いた債権残額を回収する方法、及び、その先がないため、本案件の略式代執行にかかる債権放棄を令和6年度に行いました。

なお、特定空家等の略式代執行は、所有者等不明等で実行されるもので、国や県の補助金残の市負担分は、未収金として計上しないため、略式代執行にかかる特定空家等代執行費用については、今後、債権管理計画では管理しないこととし、所有者が判明している行政代執行にかかる特定空家等代執行費用については、強制徴収公債権となりますので、引き続き管理していきます。

(19) 改良住宅使用料【私債権】人権啓発課



【現年度】 98%～99%間を上下しておりばらつきが見られます
 【滞納繰越】 6%強でほとんど回収できていません。

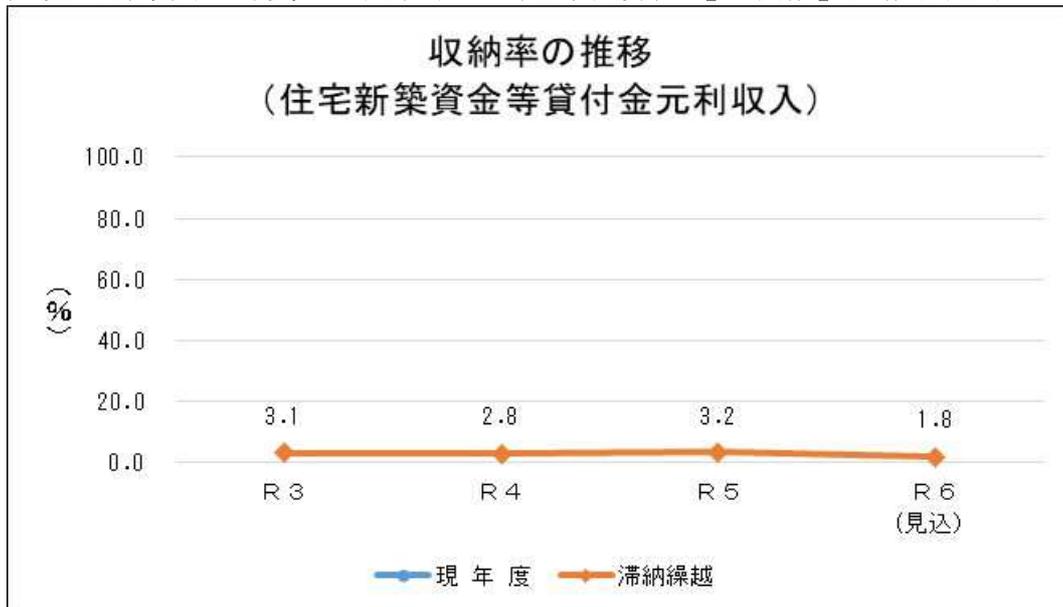


【現年度】 滞納額は少額ですが、毎年発生しています。
 【滞納繰越】 徐々に減少はしていますが、納付額が少ないため完納までにかかなりの期間を要します。早急に対応が必要です。
 【今後の方針】

現在、改良住宅使用料の管理は人権啓発課が行っていますが、改良住宅の老朽化が激しく、改修、改築、取り壊しなど、今後の方針を人権啓発課が示した後は、効率的に債権の管理・回収を行うため、他の公営住宅と併せて建設課が管理する予定としています。

人権啓発課は、現在の債権について、死亡者であれば、相続人を把握し、相続人への請求を行ったり、保証人に請求したりと、債権の現状を把握するとともに、できる限りの債権整理を行う必要があります。

(20) 住宅新築資金等貸付金元利収入（過年度分）【私債権】人権啓発課



【現年度】現在、償還期が来ていない貸付金はないため、現年度はありません。
 【滞納繰越】高い年でも約3%と、かなり低い数字で推移しています。

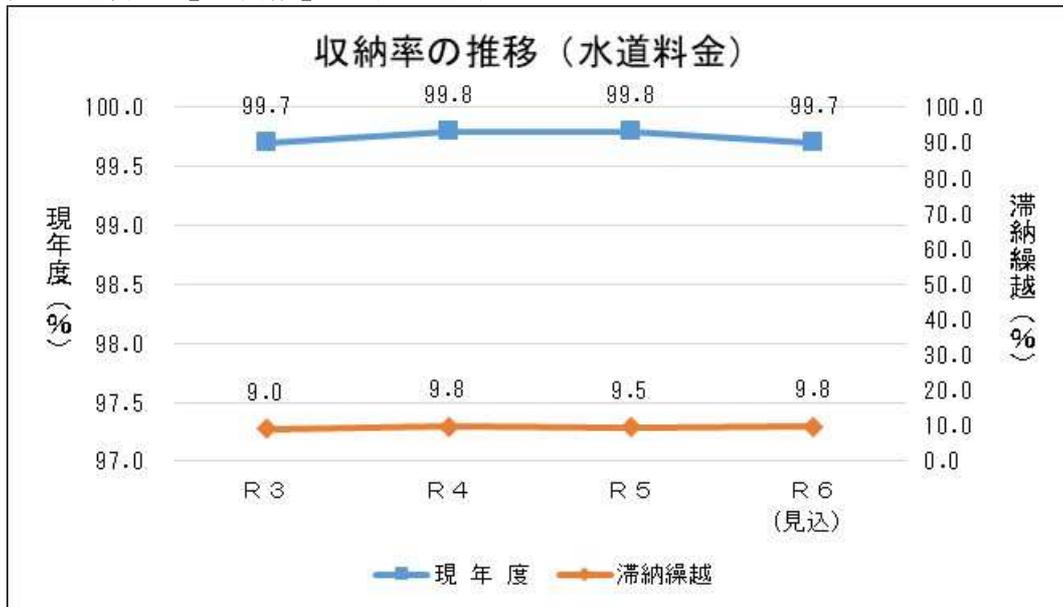


非強制徴収債権未済額全体の約50%をこの債権が占めており、早急に対策をとる必要があります。令和6年度に10,041千円の債権放棄を行ったため収入未済額が減少しています。

回収できる債権は強制執行による取立を進め、回収できない債権については債権放棄を含めた債権整理を早急に進めることが重要です。

また、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金にて、抵当権の行使や自己破産などによって回収できなかった債権残額の大部分の補助がありますので、その補助金申請を毎年行う必要があります。

(21) 水道料金【私債権】上下水道課



【現年度】 99%後半を維持しています。

【滞納繰越】 10%弱で推移しており、低い状態が続いています。



【現年度】 徴収率は高いですが、毎年100万円超の滞納が発生しています。

【滞納繰越】 徐々に減少はしていますが、早期解消は見込まれない状況です。長期に滞納となっているものが散見されますので、回収できるものかできないものか精査し、回収可能であれば、強制執行による取立も視野に入れた回収の努力をする必要があります。

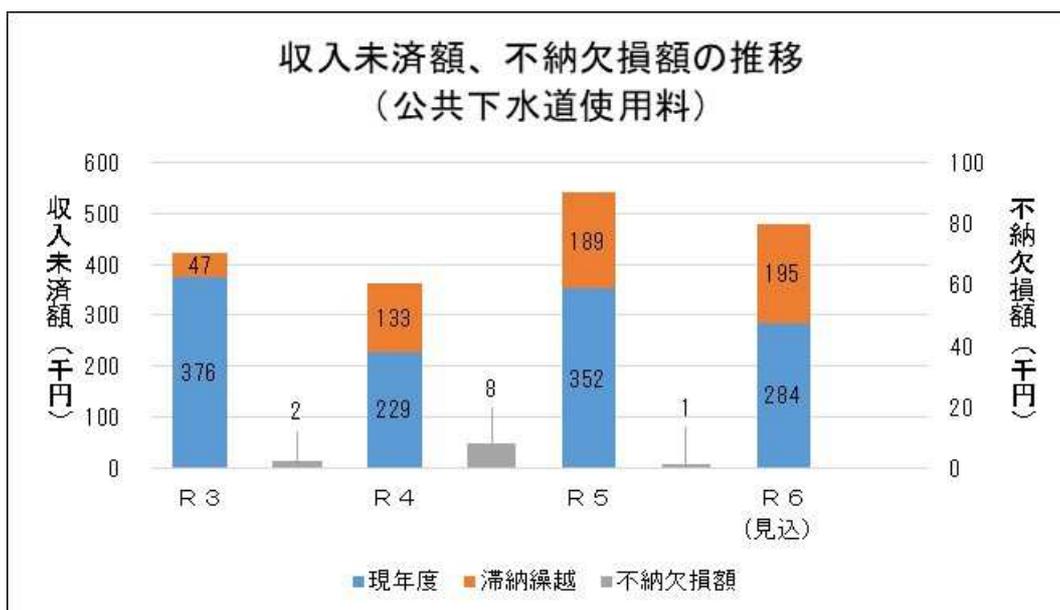
また、給水停止措置については、厳格に対応するとともに、運用方法について、改めて近隣市町を参考としながら、検討することが求められます。

(22) 公共下水道使用料【強制】上下水道課



【現年度】99%後半を維持しています。

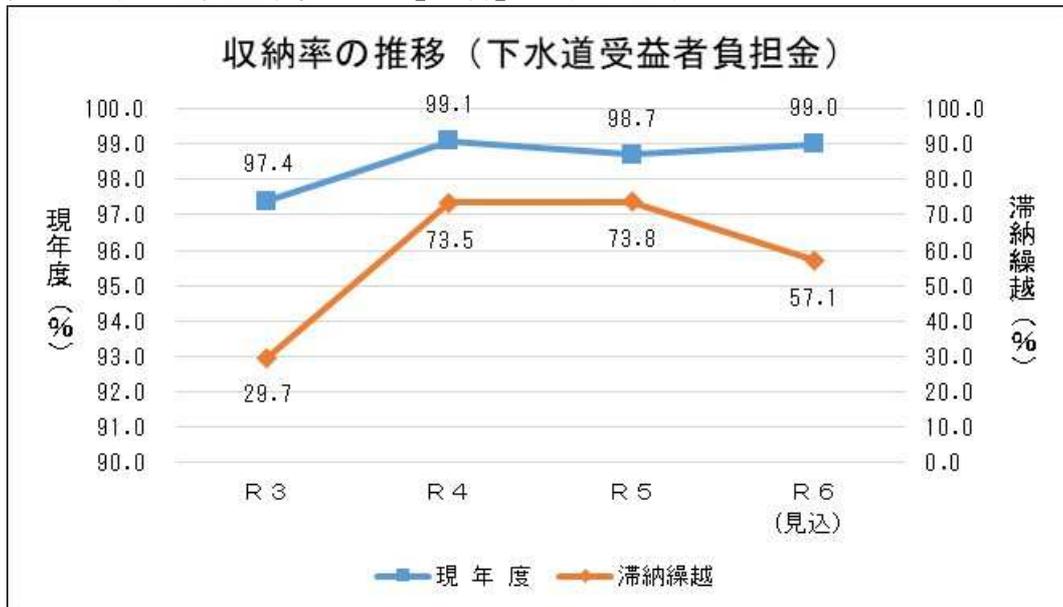
【滞納繰越】低下傾向にあります。



令和3年度では4万7千円であった滞納繰越分が、19万5千円と増えており大きな滞納債権になりつつあります。公共下水道使用料は強制徴収公債権で差押は可能ですが、水道料金と併せての請求のため按分しなければならず、また、私債権の水道料金が残るため滞納処分はしにくい状況です。

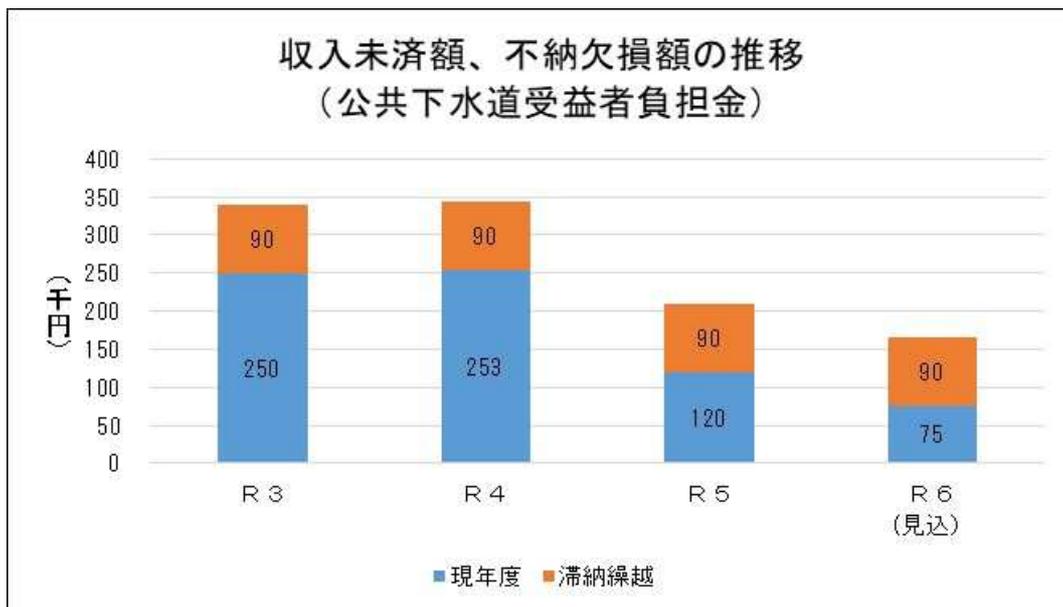
そのため、長期に渡る滞納の場合は、給水停止措置等を厳格に行い水道料金と合わせて早期に徴収することが重要です。

(23) 公共下水道受益者負担金【強制】上下水道課



【現年度】99%前後を維持しています。

【滞納繰越】収納率は下がったように見えますが、前年分の滞納繰越分は翌年で完納しており、長期滞納分が残っている状態です。



収入未済額はそこまで大きい額ではないものの、毎年、現年度の未収金が発生しています。債権者の数が限られていますので、機械的な事務処理をするのではなく、滞納者の情報をきちんと把握し、できるだけ未納とにならないよう努力が必要です。

滞納繰越分は、破産手続による交付要求を行っており、破産手続の終結を持って不納欠損処理とする予定です。

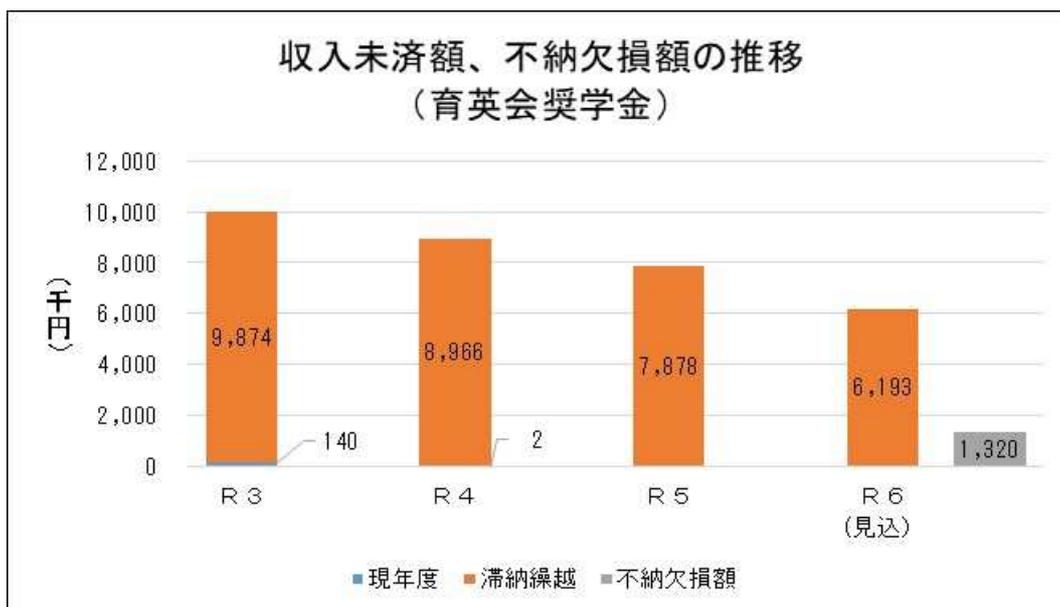
滞納が発生した場合は、差押による滞納処分による早期回収を心掛け、翌年へ繰り越さないことが重要です。

(24) 育英会奨学金【私債権】教育総務課



【現年度】100%を維持しています。

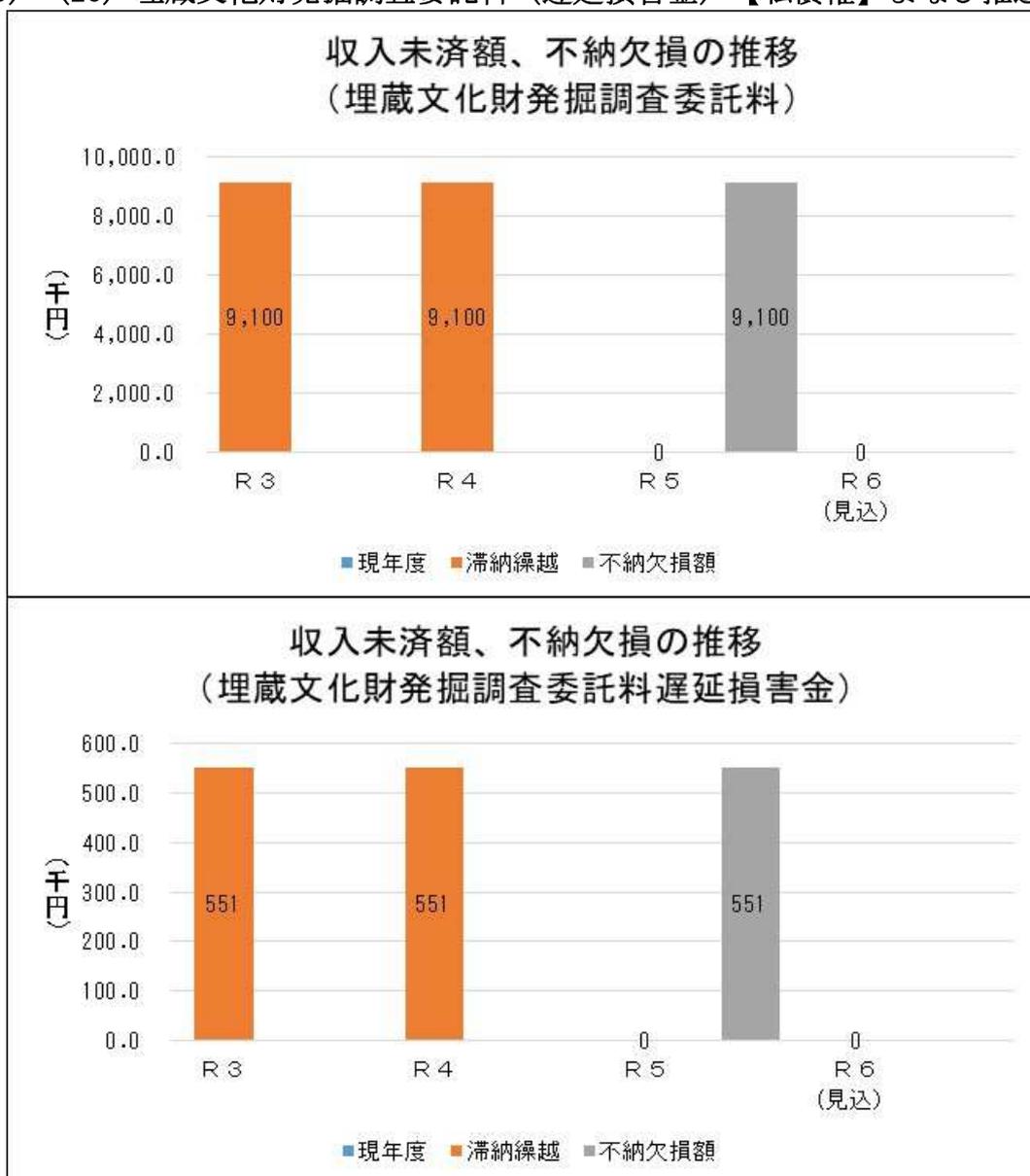
【滞納繰越】上昇傾向にありましたが、令和6年度に4.6%に低下しています。



【滞納繰越】徐々に減少しており、令和6年度は不納欠損を行うなど債権整理が適正に行われています。今後は、債務者・保証人の状況をきちんと把握・整理し、自主的に支払ってもらえない場合は、強制執行の手続を進めるよう検討すべきです。

債務者が生活困窮等で回収が難しい場合は、徴収停止による債権放棄も検討していく必要があります。

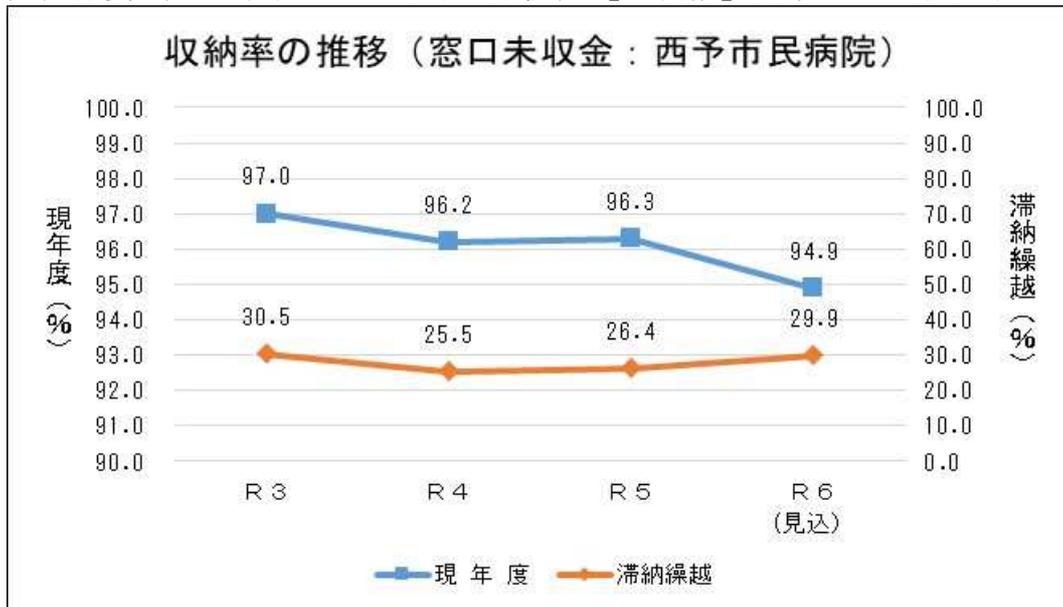
(25) (26) 埋蔵文化財発掘調査委託料（遅延損害金）【私債権】まなび推進課



埋蔵文化財発掘調査委託料は、平成19年に法人と西予市とで埋蔵文化財発掘調査契約を結んでいましたが、その支払が滞っていたものです。

法人は解散したものの、元代表者が保証人となっており、長年その元代表者に請求しておりましたが、令和5年度中に時効の援用の申し出があり、市の債権の徴収権が消滅しました。そのことから、埋蔵文化財発掘調査委託料及び遅延損害金の全額を、令和5年度に不納欠損処理しました。

(27) 医療費（窓口未収金：西予市民病院）【私債権】健康づくり推進課



【現年度】野村病院患者の受け入れなどにより野村病院の債務が一部加算された形となったため収納率が低下しています。

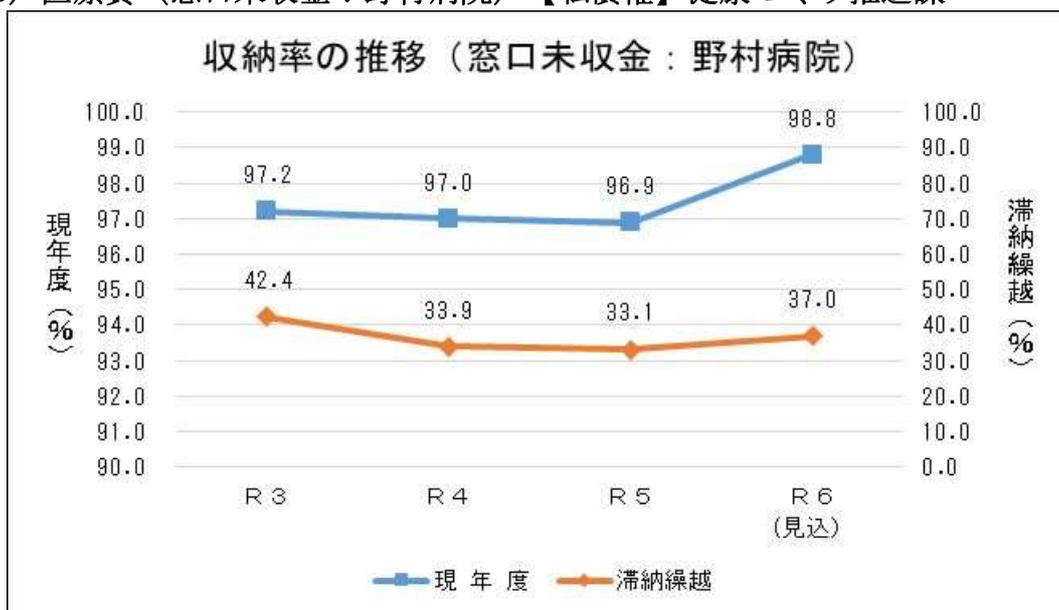
【滞納繰越】30%未満で推移しており、債権整理の強化が必要です。



【現年度】【滞納繰越】ともに増加しており、早急に対策を講じる必要があります。回収できる債権とできない債権を整理し、強制執行、債権放棄を視野に入れた対応を検討する必要があります。

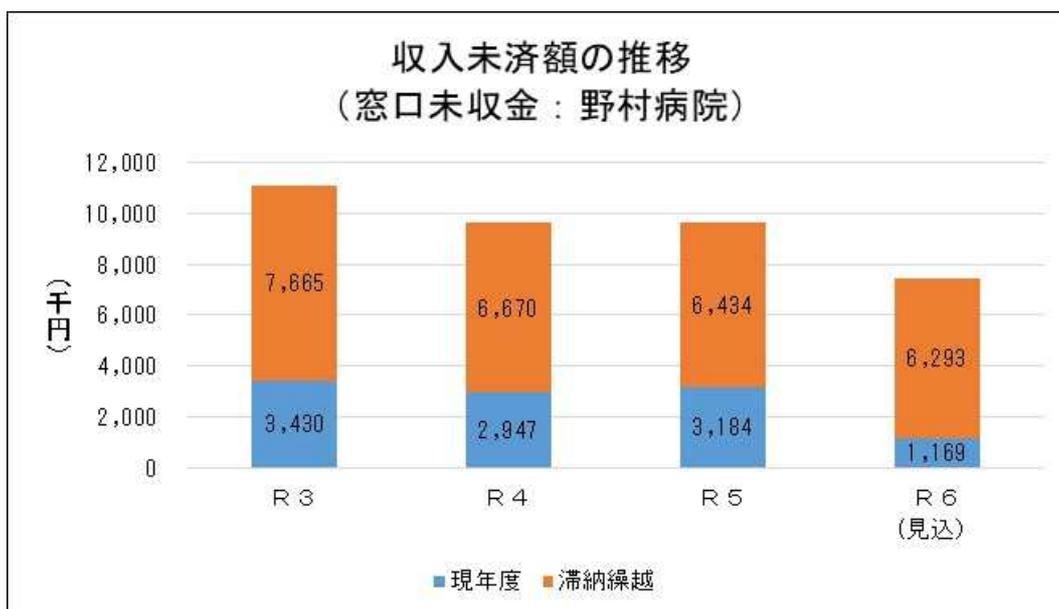
また、今後の債権整理業務については、指定管理先と協議し進めていく必要があります。

(28) 医療費（窓口未収金：野村病院）【私債権】健康づくり推進課



【現年度】野村病院患者の一部を西予市民病院へ移したことにより野村病院の債務が一部減額された形となったため収納率が上がっています。

【滞納繰越】40%未満で推移しており、債権整理の強化が必要です。



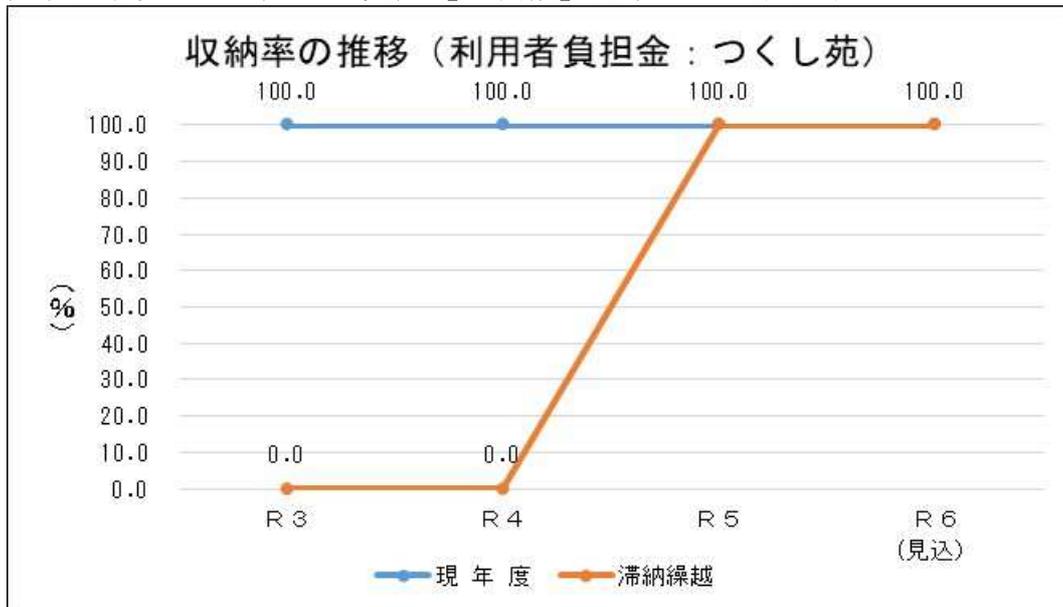
【現年度】野村病院患者の一部を西予市民病院へ移したことにより野村病院の債務が一部減額された形となったため、収入未済額が減額していますが、約300万円の前後で推移しています。

【滞納繰越】若干ではありますが、徐々に減っています。

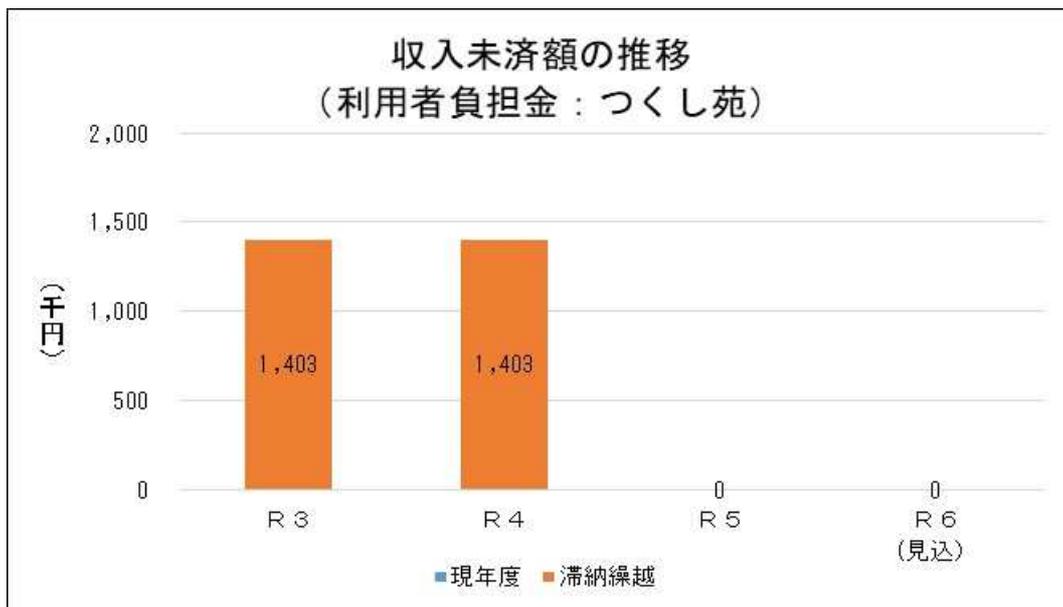
西予市民病院と同じく、早急に対策を講じる必要があります。回収できる債権とできない債権を整理し、強制執行、債権放棄を視野に入れた対応を検討する必要があります。

また、今後の債権整理業務については、指定管理先と協議し進めていく必要があります。

(29) 利用者負担金（つくし苑）【私債権】健康づくり推進課



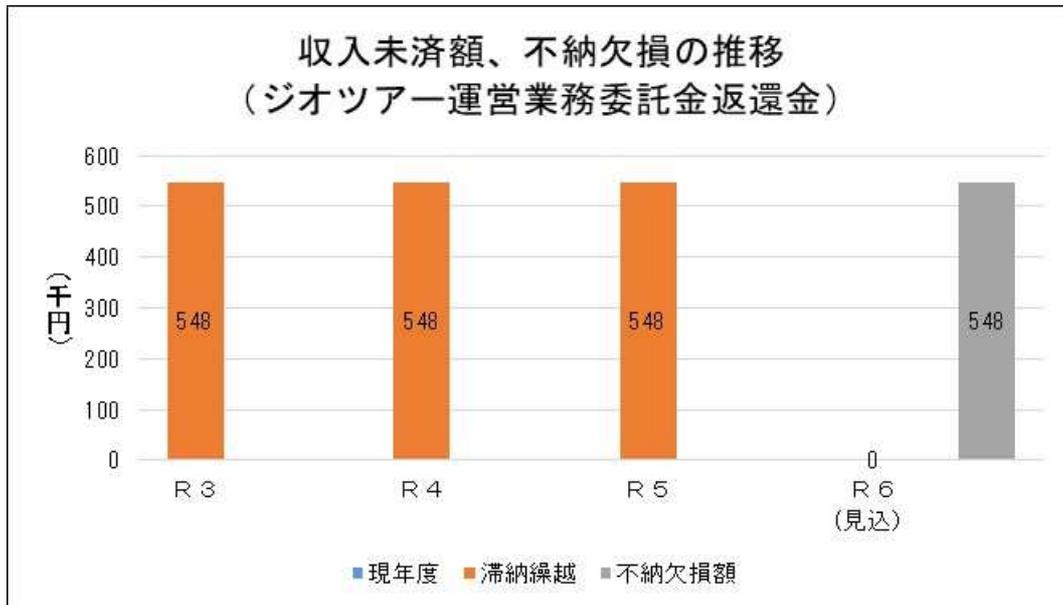
現年度については、電話催告、自宅訪問など、あらゆる努力のもと、100%を維持しています。滞納繰越分も令和5年度に完納になりましたので、健全な会計状況です。



平成19年からの既に死亡されている利用者負担金について、相続人を確定するため戸籍の請求、相続関係図の作成、家庭裁判所へ相続放棄の確認を行い、相続人を確定させた上で、相続人全員に対して支払義務の承継通知書を送付したところ、相続人との話し合いの場ができ、令和5年度中に約140万円の未収金を全額支払われ、完納となりました。

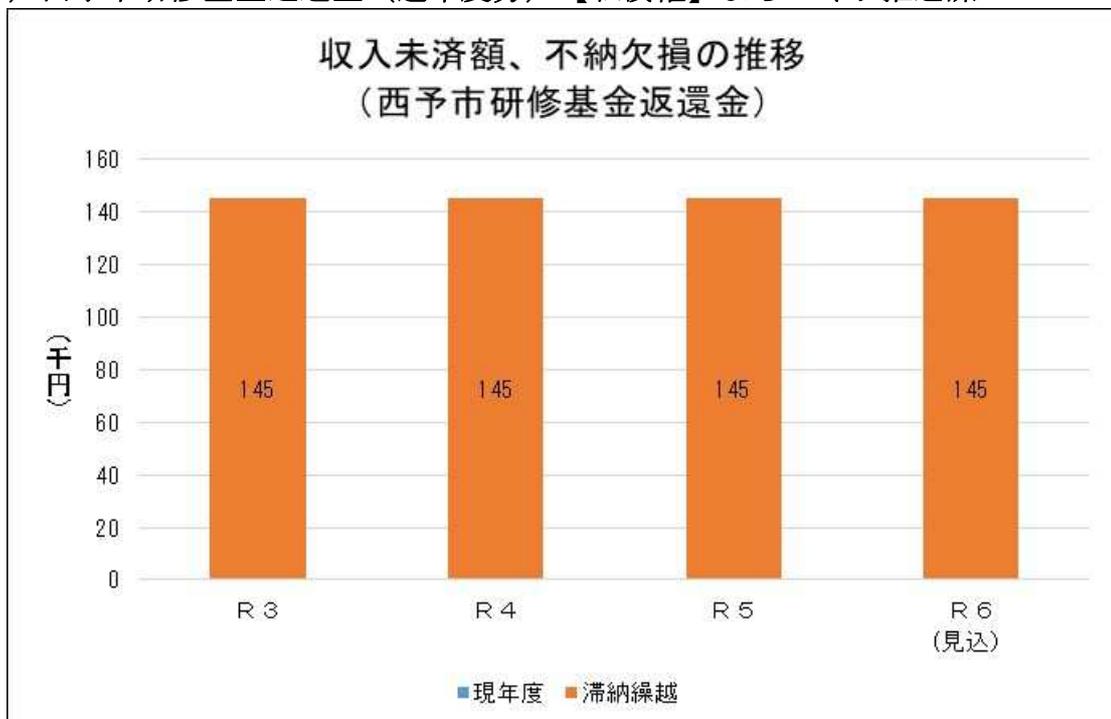
これらは、債権担当者の絶対に回収するという強い信念のもと、適正な債権台帳整備、事務手続きを行い、10年以上も解決できなかった債権回収を数か月で完了させたという大変な成果です。

(30) ジオツアー運営業務委託料返還金（過年度分）【私債権】経済振興課ジオパーク推進室



ジオツアーの運営業務を委託していた法人が事業を行わなかったため、委託料の返還を求めている債権です。委託法人は既に破産処理が終了していますので、令和6年度に債権放棄による不納欠損処理を行いました。

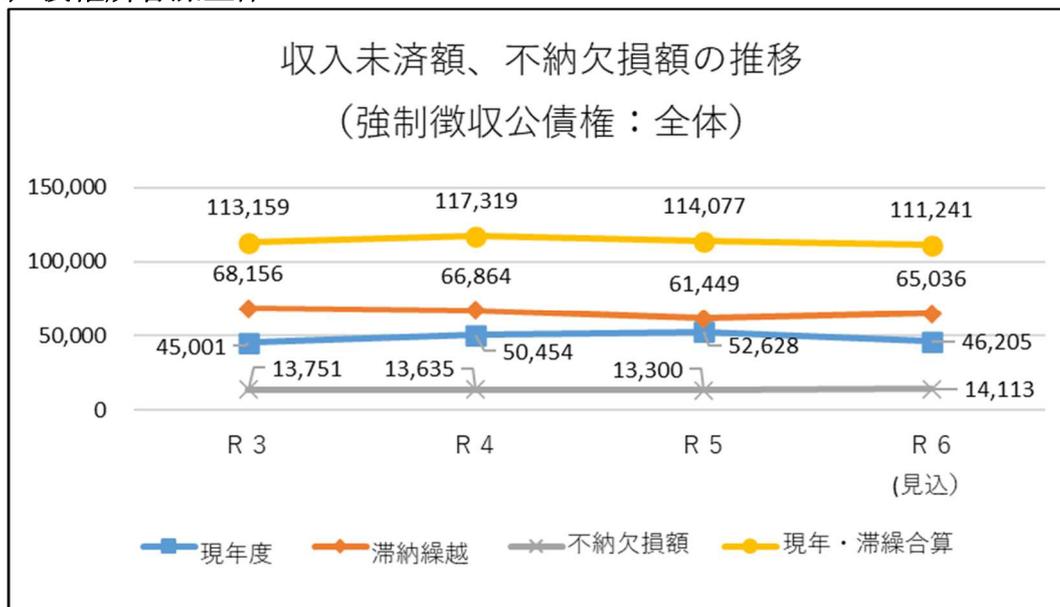
(31) 西予市研修基金返還金（過年度分）【私債権】まちづくり推進課



西予市研修基金（西予市が実施する研修・留学等があった場合に無利子で貸付を行う）という事業を行っていますが、そのうちの1名の償還金が未納となっています。

債務者は既に死亡しており、保証人が令和7年度中に完納する予定です。

(32) 債権所管課全体



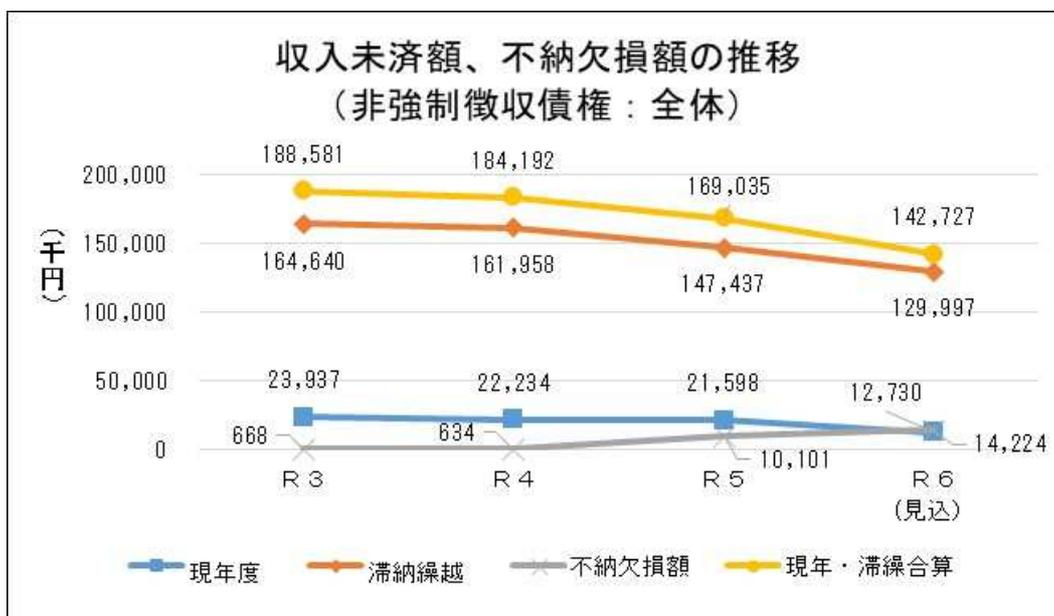
【現年度】令和3年度以降は増加傾向にありましたが、令和6年度は昨年度より6,423千円の減となりました。

【滞納繰越】令和3年度以降は減少傾向にありましたが、令和6年度は昨年度より3,587千円の増となりました。

【不納欠損額】ほぼ横ばい状態となっています。

【全体】令和3年度から約1.7%減少しており、今後においても、収入未済額を減少させるよう取組を強化させていく必要があります。

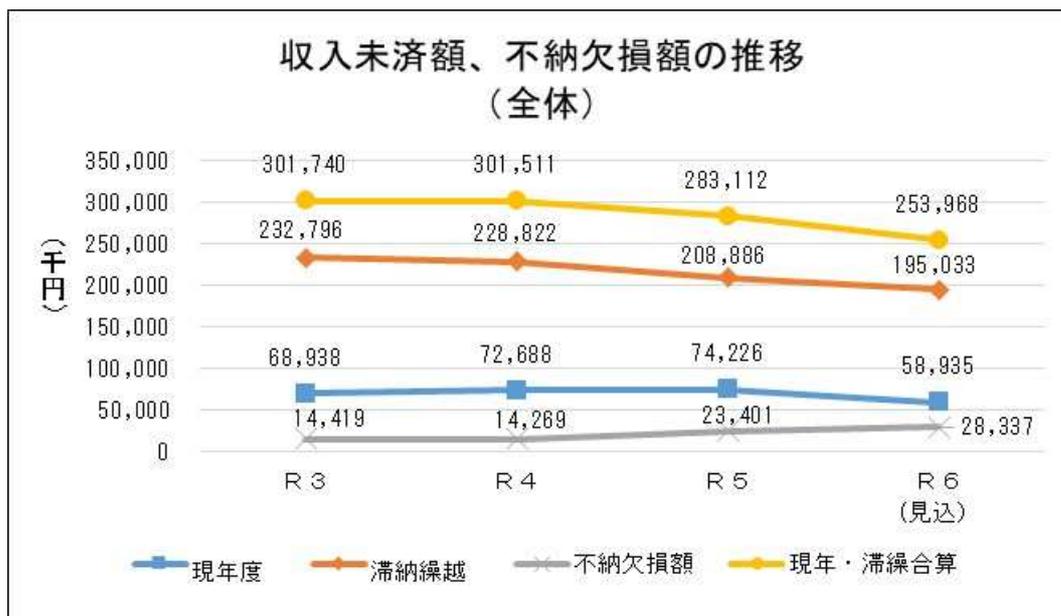
※集計値は本税、料金のみのため、加算金は除く



【現年度】【滞納繰越】ともに令和3年度から減少傾向にあり、令和6年度は昨年度より全体で26,308千円の減となりました。

【不納欠損】令和5年度以降大幅に増加しています。

【全体】適正な債権整理が進んでいる債権も一部ありますが、まだまだ収入未済額が大きいため、今後も重点的に債権整理していく必要があります。



【現年度】令和3年度からは増加傾向にありましたが、令和6年度は昨年度より15,291千円の減となりました。

【滞納繰越】令和3年度から減少傾向にあり、令和6年度は昨年度より13,853千円減となりました。

【不納欠損額】令和3年度から増加傾向にあり、令和6年度は昨年度より4,936千円増となりました。

【全体】令和3年度から減少傾向にあり、令和6年度は昨年度より29,144千円減となりました。

令和3年度と令和6年度を比較すると47,772千円減少しており、債権整理が順調に進んでいる結果が表れています。

今後も差押等の滞納処分、強制執行等による取立を進めていけば、ますます成果は上がってくるものと考えます。

8. 目標達成のための取組（債権所管課）

【強制徴収公債権】

| 所管部署 | 債権名 | 所管課の取組目標 | 開始年度 |
|-------|----------------------------------|--|------|
| 税務課 | 市税 国民健康保険税 | <ul style="list-style-type: none"> ●現年度分については、早期整理に着手し、現年度分収入未済額の縮減を図る。 ●財産調査を徹底し、預貯金・給与などの債権を中心とした滞納処分を強化する。 ●計画的な文書催告を実施する。 ●動産の差押について検討する。 | R 5 |
| 市民課 | 後期高齢者医療保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ●年2回催告状を送付し、死亡者を除く該当者全てに対して財産調査を行い、財産がある場合は差押を迅速に行い適正な債権回収を行う。 ●資力がない等で徴収が不可能の事案は執行停止と即時欠損を行う。 ●死亡者の戸籍調査を行い、相続人への請求を行う。 | R 5 |
| 長寿介護課 | 介護保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ●債権整理室に徴収事務の一部移管を行う。 ●滞納者の財産調査及び差押に関するノウハウを債権整理室から学び、徴収スキルの向上を図る。 ●債権整理室と連携し、滞納者の財産調査及び差押を執行する。 | R 5 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●長寿介護課が主体となった滞納整理を一層進める。 | R 6 |
| 福祉課 | 障害者総合支援給付費負担金返還金 | <ul style="list-style-type: none"> ●納付を促し、難しい場合は分納の相談を受ける。納付等がない場合は督促を送付する。 ●他市町の処理状況を把握しながら、預貯金等資産の調査を実施し、滞納処分を執行する。 ●滞納処分（差押）を担当で執行できるよう業務内容を共有する。 | R 5 |
| | 生活保護費返還金(戻入金) ※一部非強制徴収公債権を含む。 | <ul style="list-style-type: none"> ●初動を迅速かつ的確に行う。 担当CWは納付を早期に促し、難しい場合は分納の相談を受ける。預貯金がある場合は、自宅訪問し本人同意による金融機関同行を実施することで納付を促す。 納付等がない場合は督促を送付後、預貯金等資産の調査を実施し、滞納処分を執行する。 ●催告書を2回（6月・12月）送付する。 6月…現年及び過年分 12月…現年 ●滞納処分（差押）を担当CWで執行できるよう業務内容を共有する。 | R 5 |

| 所管部署 | 債権名 | 所管課の取組目標 | 開始年度 |
|--------|---------------|---|------|
| 子育て支援課 | 私立保育所保護者負担金 | <ul style="list-style-type: none"> ●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。 ●納付勧奨（電話）回数を増やし、分納相談につなげる。 ●転出者について、現況の情報把握に努める。 | R 5 |
| | 公立保育所保護者負担金 | <ul style="list-style-type: none"> ●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。 ●分納額の増額について相談を行う。 | R 5 |
| | 児童扶養手当過誤払金返還金 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当過誤払金返還通知書の送付 ●督促状の発送 ●債権整理室への移管の検討 | R 6 |
| 上下水道課 | 公共下水道使用料 | ●水道料金と併徴のため、水道料金の取り組みに合わせて徴収を行っていく。 | R 5 |
| | 公共下水道受益者負担金 | ●滞納の解消が見込めない滞納が生じた場合は財産調査、滞納処分を行う。 | R 5 |

【非強制徴収公債権】

| 所管部署 | 債権名 | 所管課の取組目標 | 開始年度 |
|------|----------------------------------|--|--------------|
| 建設課 | 特定空家等代執行費用 ※一部強制徴収公債権を含む。 | <ul style="list-style-type: none"> ●近隣土地所有者等に空家解体後の買受勧奨を行う。 ●不在者財産管理人選任の申出を裁判所に提出する。 ●危険空家除却のため関係者と積極的に折衝し、問題解決のための方法を模索する。 | R 4 (実施中) |
| | | ●不在者財産管理人により土地の売買が成立し、その売買費用を除却費用の一部として回収する。 | R 5 |

【私債権】

| 所管部署 | 債権名 | 所管課の取組目標 | 開始年度 |
|------|-------------------|--|------|
| 福祉課 | 心身障害者扶養共済制度加入者負担金 | <ul style="list-style-type: none"> ●掛金未納の加入者に対し、退会を促す。 ●回収見込みの薄い債権について、納入意思を再度確認し、必要に応じ不納欠損処理を行う。 ●分納の意思を確認し、必要に応じて強制執行を検討する。 | R 5 |

| 所管部署 | 債権名 | 所管課の取組目標 | 開始年度 |
|--------|-----------------|---|------|
| 子育て支援課 | 公立保育所等給食費保護者負担金 | <ul style="list-style-type: none"> ●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。 ●転出者について現況把握に努め、納付勧奨につなげる。 | R 5 |
| | 延長保育保護者負担金 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育所保護者負担金【強制】完納後、納付勧奨を行う。 | |
| 建設課 | 公営住宅使用料 | <ul style="list-style-type: none"> ●契約時に滞納時の資産調査の同意書を取る。 ●法的措置を検討する。 | R 5 |
| | 市営住宅使用料 | | |
| 人権啓発課 | 改良住宅使用料 | <ul style="list-style-type: none"> ●滞納者宅へ訪問し、聞き取りを行う。 ●債権放棄の検討をする。 ●法的措置の検討をする。 | R 5 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●改良住宅はすでに危険な状態にあるため、建替え、補強、退去等の方向性を建設課に示す。 ●方向性を示した後、建設課に所管移行する予定だが、移行に向けて、できる限りの債権整理を行う。 | R 6 |
| | 住宅新築資金等貸付金元利収入 | <ul style="list-style-type: none"> ●住宅新築資金等貸付助成事業費補助金の活用を図る。 ●住宅の訪問を定期的を実施し、債務者との接触に努める。 ●債務者の収入実態を調査し、適正な償還額を求める。 ●抵当権行使に係る費用対効果の検証を行う。 ●債権放棄を実施する。 | R 5 |
| 上下水道課 | 水道料金 | <ul style="list-style-type: none"> ●給水停止執行期間の見直し、適正な執行により、現年度徴収額を上げる。 ●分納誓約書を活用し、計画的な納入管理を行い、滞納繰越額の収納率を上げる。 ●他課と連携をとり生活状況を把握し、個々の実情に合わせた滞納整理を行う。 | R 5 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●時効期間が満了しているものについて債権放棄を検討する。 | R 6 |
| 教育総務課 | 育英会奨学金 | <ul style="list-style-type: none"> ●現年度分の収納率100%にする。 ●督促状を毎月送付する。 ●督促状に反応がない場合、電話催告する。 ●法的措置の検討をする。 | R 5 |

| 所管部署 | 債権名 | 所管課の取組目標 | 開始年度 |
|----------|----------------------------|---|------|
| まなび推進課 | 埋蔵文化財発掘調査委託料 ※遅延損害金も含む。 | <ul style="list-style-type: none"> ●保証人の住所を把握する。 ●折衝・面談の依頼文書を送付する。 ●反応がない場合、保証人に接触し支払いの意思を確認し、意思の有無に基づき書面の提出を求める。 | R 5 |
| 健康づくり推進課 | 医療費（窓口未収金：西予市民病院） | ●未収金回収業務の弁護士及び司法書士への外部委託の可能性について検討する。 | R 5 |
| | 医療費（窓口未収金：野村病院） | <ul style="list-style-type: none"> ●催告状の定期的な送付を実施する。 ●債権放棄を実施する。 ●戸別訪問、電話催告、訪問徴収を行う。 | R 5 |
| | 利用者負担金（つくし苑） | <ul style="list-style-type: none"> ●主たる債務者と折衝・面談を実施する。 ●定期的な収納確約を取り、納付の管理を行う。 ●他の債務者との折衝・面談を実施する。 ●主たる債務者と他の債務者の共同納付を開始させる。 | R 5 |
| 経済振興課 | ジオツアー運営業務委託料返還金 | ●債権放棄を検討する。（破産手続の廃止決定済） | R 6 |
| まちづくり推進課 | 西予市研修基金返還金 | <ul style="list-style-type: none"> ●相続人の調査を行う。 ●保証人、相続人への支払請求を行う。 ●法的措置の検討をする。 | R 6 |

9. 債権整理室の取組

債権整理室は、債権所管課の債権管理を支援するため、全庁的な方針や取り組みべき事項を定めるとともに、以下の取組を行います。

(1) 債権回収の連携及び推進

ア. 債権管理・回収に関する法令知識や技術の習得

市全体の債権を健全化させるには、債権整理室だけでなく、債権所管課の債権管理・回収に関する法令知識や技術の向上が不可欠です。

そのため、毎年度、定期的に研修会を開催します。

イ. 困難事案及び複数債権の一元回収

本市未収債権を効率的・効果的に回収するため、債権所管課の滞納債権（強制徴収公債権に限る）のうち、高額で、督促、催告、交渉等を行っても回収が困難な事案や、複数の債権にまたがる事案等の移管を受け、債権所管課に代わって滞納整理を行います。困難な事案を解決することで、債権所管課が他の債権処理に着手できるとともに、今後、同じような債権処理の参考事例となり、市全体の債権回収スキルの底上げにも繋がります。

ウ. 相談

複雑な滞納処分や強制執行等、専門的な知識が必要とされる事案については、随時、相談を受け、指導や助言を行います。そのうち、強制徴収公債権については、税務調査情報を共有するとともに、市税の徴収で培った滞納処分の知識や経験から具体的な処理方法の指導や助言を行います。非強制徴収債権については、事案に合った強制執行等の手順や、裁判所へ提出する様式等の資料を提供し、債権管理や回収業務が停滞することのないようサポートします。

エ. 債権管理状況の公表

毎年度、債権所管課が有する債権の状況について報告を求め、目標値や取組内容を確認し、達成状況に応じて、より多くの債権回収に繋がるよう今後の目標値や取組について提案します。債権管理状況については、市民への説明責任と理解を得るため、積極的に公表します。

(2) 債権管理情報及び滞納者情報の共有と収集

ア. 債権管理情報の共有

本市債権の適正管理を図るため、債権管理に関する先進的取組事例、滞納者に係る破産手続開始などの裁判所からの通知や官報公告等の債権管理情報については、庁内で情報共有します。

イ. 強制徴収公債権の滞納者情報の共有

強制徴収公債権の滞納者情報については、各強制徴収公債権の徴収事務において調査権限が与えられており、庁内での情報共有を図ることが可能であることから、効率的な債権管理・回収業務を行うため、積極的に情報共有します。

ウ. 非強制徴収債権の滞納者情報の収集

非強制徴収債権の滞納者情報については、根拠法令に調査権限の規定がないことから、庁内に限らず、金融機関や給与支払者等の第三債務者においても安易に情報の収集・共有することはできません。

そのため、契約の締結時や分割納付誓約時に本人の同意書を徴取し、債務不履行が生じた場合に速やかに情報収集ができる体制を整えるよう債権所管課に提案します。

(3) 債権管理体制の構築

ア. 債権管理計画の策定及び見直し

初年度は債権所管課の債権管理状況を確認し、目標値やその目標を達成するための取組を設定した債権管理計画を策定します。翌年度以降は、その目標値等の達成状況を確認したうえで、さらなる高みを目指し、新たな目標値、取組等を設定した計画に更新していきます。

イ. 債権管理体制の検証

債権整理室のあり方、債権の管理手順等、債権管理体制等について検証し、より効率的、かつ、効果的な債権管理体制の構築を目指します。

(4) 債権管理委員会の運営

債権を適正に管理し、収納率の向上を図るために設置された債権管理委員会が円滑に運営できるよう努めます。

<資料> 主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表

強制徴収公債権

| 債権名 | 賦課根拠 | 強制徴収根拠 | 時効 | 時効根拠 | 時効の援用 |
|----------------------|--|--|----|----------------------|-------|
| 市税、国民健康保険税 | 地方税法 2 ほか | 地方税法 331 ほか | 5 | 地方税法 18 | 不要 |
| 生活保護費返還金 | 生活保護法 78① | 生活保護法 78④ | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |
| 保育所保育料 | ・地方自治法 225 (公立) ・子ども・子育て支援 法附則 6④ (私立) | ・児童福祉法 56⑦ (公立) ・子ども・子育て支援 法附則 6⑥ (私立) | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |
| 認定こども園 (幼保連携型) 保育料 | 地方自治法 225 (公立) | 児童福祉法 56⑦ (公立) | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |
| 後期高齢者医療保険料 | 高齢者の医療の確保に関する法律 104 | 高齢者の医療の確保に関する法律 113 | 2 | 高齢者の医療の確保に関する法律 160① | 不要 |
| 介護保険料 | 介護保険法 129 | 介護保険法 144 | 2 | 介護保険法 200① | 不要 |
| 下水道事業受益者負担金 | ・都市計画法 75① (負担金) ・地方自治法 224 (分担金) | ・都市計画法 75⑤ (負担金) ・地方自治法 231 の 3③ (分担金) | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |
| 下水道使用料 | 下水道法 20 | 地方自治法附則 6③ | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |
| 道路占用料 | 道路法 39 | 道路法 73③ | 5 | 道路法 73⑤ | 不要 |
| 河川占用料 (準用河川) | ・河川法 32① ・河川法 100① (準用) | ・河川法 74③ ・河川法 100① (準用) | 5 | 河川法 74④ | 不要 |
| 児童扶養手当過誤払金返還金 (不正利得) | ・民法 703 ・児童扶養手当法23① | ・児童扶養手当法23② ・国民年金法96、97 | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |

非強制徴収公債権

| 債権名 | 賦課根拠 | 強制執行根拠 | 時効 | 時効根拠 | 時効の援用 |
|----------------------|------------------------------------|------------|----|------------|-------|
| 生活保護費返還金 生活保護費戻入金 | 生活保護法 63 | 地方自治法 240② | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |
| 児童扶養手当過誤払金返還金 | ・民法 703 ・児童扶養手当法 | 地方自治法 240② | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |
| 児童手当返還金 | ・民法 703 ・児童手当法 | 地方自治法 240② | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |
| 幼稚園保育料 | ・地方自治法 225 ・西予市立幼稚園における保育料等徴収条例 | 地方自治法 240② | 5 | 地方自治法 236① | 不要 |

| 債権名 | 賦課根拠 | 強制執行根拠 | 時効 | 時効根拠 | 時効の援用 |
|--------------|---------------------|------------|----|-----------|-------|
| 老人ホーム入所事業負担金 | 老人福祉法10 の 4①、11、28① | 地方自治法 240② | 5 | 地方自治法236① | 不要 |
| 行政財産使用料 | 地方自治法 238 の 4⑦ | 地方自治法 240② | 5 | 地方自治法236① | 不要 |

私債権

| 債権名 | 賦課根拠 | 強制執行根拠 | 時効 (※2) | 時効根拠 | 時効の援用 |
|-------------------|------------------------------------|------------|------------|---------|-------|
| 住宅新築資金等貸付金 | 民法 587 | 地方自治法 240② | 5 (10) | 民法 166① | 必要 |
| 市有地貸付料 | ・地方自治法 238 の 5① ・西予市行政財産使用料徴収条例 | 地方自治法 240② | 5 (10) | 民法 166① | 必要 |
| 公営住宅使用料 | ・民法 601 ・公営住宅法 ・西予市営住宅管理条例 | 地方自治法 240② | 5 (10) | 民法 166① | 必要 |
| 水道料金 | ・民法 555 ・西予市給水条例 | 地方自治法 240② | 5 (2) | 民法 166① | 必要 |
| 市営駐車場使用料 | ・民法 601 ・西予市有料駐車場条例 | 地方自治法 240② | 5 (10) | 民法 166① | 必要 |
| 心身障害者扶養共済制度加入者負担金 | 心身障害者扶養共済制度 | 地方自治法 240② | 5 (10) | 民法 166① | 必要 |
| 育英会奨学金 | ・民法 587 ・西予市奨学金貸与条例 | 地方自治法 240② | 5 (10) | 民法 166① | 必要 |
| 医療費（窓口未収金） | | 地方自治法 240② | 5 (3) | 民法 166① | 必要 |
| ジオツアー運営業務委託料返還金 | ・民法 643 | 地方自治法 240② | 5 (10) | 民法 166① | 必要 |
| 西予市研修基金返還金 | ・民法 587 | 地方自治法 240② | 5 (10) | 民法 166① | 必要 |

※1 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行（令和2年4月1日）により、「時効の中断」（旧民法第147条ほか）は、「時効の更新」（新民法第147条ほか）になります。

※2 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行（令和2年4月1日）により、時効期間は5年間に統一されます（新民法第166条第1項）。

ただし、各債権の発生原因たる法律行為（契約）日により、旧民法、新民法のいずれかの適用となります。

